

一般からの中間とりまとめへのご意見 (2002/6/3～2002/8/18)

(意見を複数応募された方)

| 受付 番号 | 発言者 | 受取日 | ご意見を頂いた中間とりまとめ | | | | |
|----------|-----------------------------|------|----------------|-----|----|-----|----|
| | | | 委員会 | 琵琶湖 | 淀川 | 猪名川 | 全般 |
| 1 | 橋本 崇弘氏 | 6/3 | | | | | |
| 2 | 一ノ本 肇氏 | 6/11 | | | | | |
| 3 | 太田 修三氏 | 6/23 | | | | | |
| 4 | 佐川 克弘氏 | 6/25 | | | | | |
| 5 | 京都自然史研究所 西村 進氏 | 6/26 | | | | | |
| 6 | 吉儀 俊明氏 | 6/29 | | | | | |
| 7 | 京都自然史研究所 西村 進氏 | 7/1 | | | | | |
| 8 | 京都自然史研究所 西村 進氏 | 7/1 | | | | | |
| 9 | 渡辺 勇三氏 | 7/2 | | | | | |
| 10 | 中川 治夫氏 | 7/3 | | | | | |
| 11 | 高崎 恒子氏 | 7/3 | | | | | |
| 12 | 青山 武史氏 | 7/4 | | | | | |
| 13 | 中村 晃氏 | 7/7 | | | | | |
| 14 | 郷土を愛する会 代表 東郷 尚氏 | 7/8 | | | | | |
| 15 | 橋川 篤子氏 | 7/8 | | | | | |
| 16 | 野中 明彦氏 | 7/8 | | | | | |
| 17 | 小寺 實氏 | 7/10 | | | | | |
| 18 | 滋賀県近江八幡市 河川課 | 7/12 | | | | | |
| 19 | 奥中 久米司氏 | 7/12 | | | | | |
| 20 | 北村 重彦氏 | 7/15 | | | | | |
| 21 | 紀平 龍雄氏 | 7/15 | | | | | |
| 22 | 竹田 勝博氏 | 7/17 | | | | | |
| 23 | 関西のダムと水道を考える会 代表 野村 東洋夫氏 | 7/17 | | | | | |
| 24 | 滋賀県甲賀郡甲西町 | 7/18 | | | | | |
| 25 | 笠原 茂氏 | 7/18 | | | | | |

| 受付 番号 | 発言者 | 受取日 | ご意見を頂いた中間とりまとめ | | | | |
|----------|------------------------------|------|----------------|-----|----|-----|----|
| | | | 委員会 | 琵琶湖 | 淀川 | 猪名川 | 全般 |
| 26 | 松下 宏幸氏 | 7/18 | | | | | |
| 27 | 徳山ダム建設中止を求める会 近藤 ゆり子氏 | 7/18 | | | | | |
| 28 | 多本 恵俊氏 | 7/20 | | | | | |
| 29 | 下川 智美氏 | 7/21 | | | | | |
| 30 | 川勝 威氏 | 7/21 | | | | | |
| 31 | 玉木 瑛氏 | 7/21 | | | | | |
| 32 | 淀川自然観察会 和田 太一氏 | 7/21 | | | | | |
| 33 | 鈴鹿の自然を守る会 山口 博氏 | 7/21 | | | | | |
| 34 | 如南 道春氏 | 7/22 | | | | | |
| 35 | 大阪府弁護士会 会長 佐伯 照道氏 | 7/22 | | | | | |
| 36 | 京都府相楽郡木津町 経済建設部 都市計画課 | 7/22 | | | | | |
| 37 | 滋賀県伊香郡高月町 | 7/22 | | | | | |
| 38 | 川勝 威氏 | 7/23 | | | | | |
| 39 | 脇田 東作氏 | 7/24 | | | | | |
| 40 | 川勝 威氏 | 7/24 | | | | | |
| 41 | 山本 威氏 | 7/24 | | | | | |
| 42 | 中野 徳治氏 | 7/24 | | | | | |
| 43 | 川勝 威氏 | 7/25 | | | | | |
| 44 | 滋賀県伊香郡西浅井町 | 7/25 | | | | | |
| 45 | 上野 やす子氏 | 7/25 | | | | | |
| 46 | 森下 健氏 | 7/25 | | | | | |
| 47 | 中江 正幸氏 | 7/26 | | | | | |
| 48 | 京都府相楽郡加茂町 | 7/26 | | | | | |
| 49 | (財)日本学生航空連盟 関西支部 鷺森 孝信氏 | 7/26 | | | | | |
| 50 | 日本野鳥の会 京都支部 滋賀ブロック 藤井 邦彦氏 | 7/26 | | | | | |
| 51 | 滋賀県神崎郡 川南 仁氏 | 7/27 | | | | | |
| 52 | 京都府八幡市 北山 泰三氏 | 7/28 | | | | | |

| 受付 番号 | 発言者 | 受取日 | ご意見を頂いた中間とりまとめ | | | | |
|----------|---|------|----------------|-----|----|-----|----|
| | | | 委員会 | 琵琶湖 | 淀川 | 猪名川 | 全般 |
| 53 | 日本野鳥の会 大阪支部 支部長 岡本 恭治氏 | 7/29 | | | | | |
| 54 | 永末 博幸氏 | 7/29 | | | | | |
| 55 | 滋賀県蒲生郡蒲生町 | 7/29 | | | | | |
| 56 | 中澤 やす子氏 | 7/29 | | | | | |
| 57 | 京都府久世郡久御山町 | 7/29 | | | | | |
| 58 | 松尾 一氏 | 7/29 | | | | | |
| 59 | NPOクリーンライフ21 西田 圭一氏 | 7/29 | | | | | |
| 60 | 滋賀県伊香郡余呉町 | 7/30 | | | | | |
| 61 | 大阪都島少年硬式野球協会 谷口 準氏 | 7/30 | | | | | |
| 62 | 伊賀広域水道事業促進協議会 | 7/30 | | | | | |
| 63 | 東近江水環境自治協議会 会長 丹波 道明氏 | 7/30 | | | | | |
| 64 | 豊中生物同好会 岡 恒夫氏 | 7/30 | | | | | |
| 65 | 寝屋川市企画財政部企画政策室 | 7/30 | | | | | |
| 66 | 山口 豪氏 | 7/30 | | | | | |
| 67 | 大阪府豊中市利倉西自治会連合 会 星野 勝彦氏 | 7/30 | | | | | |
| 68 | 岡田 朋氏 | 7/30 | | | | | |
| 69 | 小島 朗氏 | 7/30 | | | | | |
| 70 | 稲森 剛氏 | 7/30 | | | | | |
| 71 | 池田市教育委員会 | 7/30 | | | | | |
| 72 | 針原 祥司氏 | 7/30 | | | | | |
| 73 | 滋賀県蒲生郡日野町 | 7/30 | | | | | |
| 74 | (財)野鳥の会 京都支部 中村 桂子氏 | 7/30 | | | | | |
| 75 | 西山 繁氏 | 7/30 | | | | | |
| 76 | 社団法人大阪自然環境保全協会 淀川自然観察会 代表者 中野 勝弥氏 | 7/30 | | | | | |
| 77 | 社団法人大阪自然環境保全協会 | 7/30 | | | | | |
| 78 | 金屋敷 忠儀氏 | 7/30 | | | | | |

| 受付 番号 | 発言者 | 受取日 | ご意見を頂いた中間とりまとめ | | | | |
|----------|-----------------------------|------|----------------|-----|----|-----|----|
| | | | 委員会 | 琵琶湖 | 淀川 | 猪名川 | 全般 |
| 79 | 前川 謙二氏 | 7/31 | | | | | |
| 80 | 川勝 威氏 | 7/31 | | | | | |
| 81 | 白井 美帆氏 | 7/31 | | | | | |
| 82 | 守山市国県事業対策課 | 7/31 | | | | | |
| 83 | 吉田 鈴子氏 | 7/31 | | | | | |
| 84 | 大木 岩根氏 | 7/31 | | | | | |
| 85 | 滋賀県今津町 建設課土木係 | 7/31 | | | | | |
| 86 | 滋賀県志賀町 産業建設部 建設監理課 | 7/31 | | | | | |
| 87 | 滋賀県野洲郡中主町 建設産業部 建設課 | 7/31 | | | | | |
| 88 | 滋賀県八日市市 | 7/31 | | | | | |
| 89 | 大阪府枚方市 | 7/31 | | | | | |
| 90 | 淀川舟運整備推進協議会 | 7/31 | | | | | |
| 91 | 滋賀県草津市 建設部河川課 | 7/31 | | | | | |
| 92 | 今村 忠彦氏 | 7/31 | | | | | |
| 93 | 滋賀県彦根市 | 7/31 | | | | | |
| 94 | 大阪市職員労働組合 都市環境局支部 加藤 英一氏 | 7/31 | | | | | |
| 95 | 京都府亀岡市 | 7/31 | | | | | |
| 96 | 滋賀県高島郡高島町 | 7/31 | | | | | |
| 97 | 京都府八幡市 | 7/31 | | | | | |
| 98 | 兵庫県県土整備部土木局 河川計画課 | 7/31 | | | | | |
| 99 | 乙訓の自然を守る会 代表 宮崎 俊一氏 | 7/31 | | | | | |
| 100 | 滋賀県野洲郡野洲町 都市建設部 建設課 | 7/31 | | | | | |
| 101 | 脱ダムネット関西 | 7/31 | | | | | |
| 102 | 滋賀県蒲生郡竜王町 建設計画課 | 7/31 | | | | | |
| 103 | 滋賀県 | 7/31 | | | | | |
| 104 | 海堀 安喜氏 | 7/31 | | | | | |
| 105 | 上田 俊穂氏 | 7/31 | | | | | |

| 受付 番号 | 発言者 | 受取日 | ご意見を頂いた中間とりまとめ | | | | |
|----------|---------------------------------|-----|----------------|-----|----|-----|----|
| | | | 委員会 | 琵琶湖 | 淀川 | 猪名川 | 全般 |
| 106 | 滋賀県甲賀郡信楽町 | 8/1 | | | | | |
| 107 | 猪名川クラブ 嶋崎 真二氏 | 8/1 | | | | | |
| 108 | 中川 和美氏 | 8/1 | | | | | |
| 109 | 滋賀県蒲生郡安土町 | 8/1 | | | | | |
| 110 | 茨木北部丘陵地域の自然を守る 市民会議 立岡 健氏 | 8/2 | | | | | |
| 111 | 滋賀県高島郡朽木村 | 8/2 | | | | | |
| 112 | 滋賀県東浅井郡虎姫町 | 8/2 | | | | | |
| 113 | 滋賀県マキノ町 建設課 | 8/2 | | | | | |
| 114 | 金屋敷 忠儀氏 | 8/2 | | | | | |
| 115 | 大阪府土木部河川室 | 8/6 | | | | | |
| 116 | 大阪府環境農林水産部 環境指導室 事業所指導課 調整 G | 8/6 | | | | | |
| 117 | 大阪府健康福祉部 環境衛生課 水道・調査 G | 8/6 | | | | | |
| 118 | 大阪府建築都市部 総合計画課 施設計画 G | 8/6 | | | | | |
| 119 | 大阪府土木部 事業管理室 政策調整 G | 8/6 | | | | | |
| 120 | 滋賀県坂田郡山東町 | 8/7 | | | | | |
| 121 | 三重県上野市 | 8/8 | | | | | |
| 122 | 京都府乙訓郡大山崎町 | 8/8 | | | | | |

(意見を複数応募された方)

本資料中のヘッダ部分について

左から順に、下記の4つを各意見の上部（ヘッダ部分）に記載しています。

- ・ ご意見を頂いた中間とりまとめ

- 委：委員会中間とりまとめ（020509版）

- 琵琶：琵琶湖部会中間とりまとめ（020514版）

- 淀：淀川部会中間とりまとめ（020514版）

- 猪：猪名川部会中間とりまとめ（020510版）

- 全：中間とりまとめ全般

- ・ 受付番号

- 受付順に振っている通し番号。

- ・ 発言者

- 発言者の居住地（または、団体名）、氏名を記しています。

- ・ 分類

- 個人、自治体、NPO等（NPO・NGO、企業、河川利用団体等の組織としての意見）のいずれかを記しています。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 淀 | 001 | 京都府城陽市 橋本 崇弘 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

平成14年5月31日

淀川水系流域委員会 淀川部会
部会長 寺田 武彦 様

〔淀川部会中間とりまとめ（確定版020514）に関して〕
私なりに気付いた事を申し上げます。ご検討下さい。

〔A〕ページ4の「淀川の特性」について

1. 木津川

歴史的 특성

外国人技師による・・・とありますが、瀬田川、宇治川では氏名にて記載されており、木津川も「デレーケ」によるとするか、出来うれば、両河川とも「オランダ人技師デレーケによる治山・治水」と記載するべきと考えます。

社会的特性

この欄に「流域内山地の砂の乱採取」という項をいれてはどうでしょうか。

暮らし・文化的特性

木津川舟運：過書船は理解出来るが、淀二十石船、伏見船とあるのは本当ですか。

2. 瀬田川・宇治川

歴史的 특성

- イ.) 巨椋池の干拓、太閤堤を入れるべきでは。
- ロ.) 天ヶ瀬ダム発電（日本初）とありますが、日本初の水力発電は、京都の琵琶湖疏水による蹴上の発電です。
- ハ.) 琵琶湖疎水とあるが、琵琶湖疏水の間違いです。
- ニ.) デレーケによるは、「オランダ人技師デレーケによる治山・治水」が良いのでは。
- ホ.) 宇治川の合戦（源平）とありますが、故事によると宇治川の合戦では、2つの有名なものがあります。

| | |
|---|-----------------------------|
| { | 1184年1月の源義経と木曾義仲の戦い |
| | 1221年6月の朝廷と北条氏がひきいる鎌倉幕府との戦い |

 であり、いずれも源平の争乱時代である事より（源平）でも可と考えますが、源平の合戦と思いを違にするやに考えますことから、（源平）を（源平時代）としては如何でしょうか。

暮らし・文化的特性

イ.) 名橋(観月橋、瀬田唐橋)とありますが、名橋(宇治橋、瀬田唐橋)とするべきでは。宇治橋は、当初は646年に架橋された橋で、茶事にも使用されている歴史的な名橋であります。

3. 桂川

歴史的特性

イ.) 角倉了以の大堰川浚渫とありますが、文献によると、当時江戸幕府に開削許可を申請し、1606年の3月より着手して約5ヶ月で完工したと記載されています。……の大堰川開削とするべきでは。

又、高瀬川開削と記載されているが、桂川の事には関係がないと考えます事より、削除するべきでは。

ロ.) 筏流しは筏流しから舟運へとするべきでは。

暮らし・文化の特性

イ.) 嵐山石橋(渡月橋)とありますが、渡月橋は石橋ではありません。鋼桁橋ではありますが、木製に見えるよう工夫されている事、又、平安時代には「法輪寺橋」と呼ばれた歴史的に有名な事より、嵐山、渡月橋でよいのでは。

ロ.) 嵯峨日記(大井川)は(大堰川)で統一されていると思います。但し、嵯峨日記とするより、大堰川では平安京の時代より(898年頃よりと言われる)優雅な舟遊びが行われており、現代ではその形式をコンパクトにまとめ、車折神社の御祭礼時に「三船祭」として挙行されて有名であります。よって三船祭(大堰川)とするのがよいのでは。

ハ.) みこし洗い(松尾神社)

松尾祭は、6基のみこしを船にのせて桂川を渡る事で有名で、神幸祭には桂離宮の上流で船渡御も行われる事より、松尾祭、船渡御等(松尾大社)と変更されてはどうか。

以上、気の付いた点を列記致しましたが、私の記憶に間違いがあるかもしれません。又、他にも問題点があるやもしれません。よって、もう少し検討及びチェックの必要があると存じます。

〔 B 〕 10 ページの整備計画について

この計画は、20年、30年のスパンでの計画とありますが、検討のもととなる計画の基礎は、1/200 降雨や大地震にあると考えますが、議論されている方々の話しを聞いておられますと 1/200 降雨等の問題との関連が明確でないように思われてなりません。

1/200 降雨等は、この先200年後か1000年後か、あるいは明日なのか判明しない現状にあっては、20年、30年のスパンであっても当然、1/200 降雨等を考えるべきでは。

1/200 降雨等に対する検討の上で、工法、危険箇所の検討、防災組織、自然回帰等々が合せ検討されるものと考えますが、1/200 降雨等をまったく、否定して計画するならば、話しは別のものになると考えます。

国交省の出された質問書の11ページからの質問事項については、もっと議論して、互いに理解した上で計画するべきと考えますが、5月27日の論議ではまったく不足しており、不明確と感じました。

地球温暖化も検討されているのであれば、明確に 1/200 降雨等も表に出して検討するべきではないでしょうか。

それとも、1/200 降雨を出すと、京都の加茂川ダム計画のようになるとでもお考えでは無いと思いますが。

以上私見ではありますが、疑問点をのべさせて頂きました。〔 A 〕と〔 B 〕を合せて、ご検討頂ければ幸いです。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 淀 | 002 | 大阪府高槻市 一ノ本 肇 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

平成 14 年 6 月 11 日

【淀川部会中間とりまとめ（020514 版）への意見】

拝 啓

1. 上記（020514 版）の中で下記に羅列する項目に関する疑問点を、流域に居住する一住民の意見として提起致します・・・！ 多少穿ち過ぎているかも知れませんが、極く率直な庶民を代表する者の感想としてお受け取り下されば幸甚です！

（ 1 - 1・1 2・1 - 3・3 1～4 の計 7 項目）

2. 1・1～3 について...

当部会で取り扱われた流域は木津川・瀬田川・宇治川・桂川・淀川本川となっていますが、後の全てを中小河川にして一纏めにしても良いものでしょうか...？ 特に私が住んでいる流域にある水無瀬川・芥川・ヒオ川...等を、特性から外している事に疑問を感じざるを得ません...！ ソウ言った点からしても、当然 問題点（利水・治水・環境他）今回の課題の全てに影響（考え方の相違による差）を及ぼす筈です！

本流域に住む人たちは当流域からの利水だけに止どまらず、淀川本流に注ぎ込む水無瀬川・芥川・ヒオ川...等からも利水しています。当たり前如く治水から環境に至るまでの影響を蒙っている訳です。度外視させた事に大いに疑問を抱いた次第です。

3. 3・1～4 について...

中小河川視された故に第 2 項のお互いの相関関係（川づくりの基本的な考え）も変わって来る筈ですし、本 3 項（整備計画）の 1～3 に対する思考にも多くの影響（考慮や変更）も与え兼ねないと存じます。つまり換言すれば水無瀬川・芥川・ヒオ川...等の無視からは、究極の淀川水系流域の基本的な計画は決して生まれて来ないと信じる次第です。浅はかな初老男の戯言と見捨てずに、委員会の諸先生方のご深慮をお願い致します。

4. 尚締め括りに際して、次のような提言を加えさせて頂きたいと存じます。

（1）下水道化した各支（枝）流の流れが淀川に流れ込む時には、例え『分流式の下水道』を採用したとしても、現実には雨水と汚水を完全に分ける事は不可能に近い事を弁えて置く事！

（2）工場排水や農業（林業を含む）排水に産業廃棄処分場等の排水は、此处数年の管轄者たちの努力で汚染度が低くなっているが、生活排水だけは依然として悪化の一途を辿っている事を再確認する！

上記の 2 件に関しては、管轄市町村の行政や住民の責任に転嫁せず、飽くまでも国家自体の問題とする事。

……………以上の点に置いて貴委員会に置かれましては抜本的なご検討の際に、このような意見があった事をご記憶の片隅にでも留め置いて下されば幸いです。

敬具

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 淀 | 003 | 大阪府茨木市 太田 修三 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

大阪府茨木市の安威川ダム建設についてはやめるべきだ！

ホタル、オオサンショウウオ、オオタカなど生態系を守って下さい。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 淀 | 004 | 大阪府高槻市 佐川 克弘 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

高水敷の生態系復元計画の具体化を

流域委員会各位の熱心なご議論で今般「中間とりまとめ」までこぎつけられたことに深謝いたします。また河川管理者も流域委員会の声を最大限尊重して今後の整備計画を策定されるとのことなので大いに期待しております。

さて流域委員会の先生方には失礼になりますが、高水敷の生態系の復元を考えるに際して“自然保護に関する法律の体系”を見直す必要があると思われるので、ここでは畠山武道「自然保護法講義」の写しを添付します。この内生物多様性国家戦略につきましては(平成14年3月27日地球環境保全に関する関係閣僚会議決定)流域委員会でも山村委員からご指摘がありました。私は今後20～30年の淀川水系の整備計画を策定する場合、この法体系とくに生物多様性国家戦略に反する計画は許されないと考えるからです。とすれば近畿地方整備局が1975(昭和50)年に策定した「淀川河川公園基本計画」も当然見直しの対象としなければなりません。

高水敷の現状・問題点につきましては水位変動がないこと、水辺移行帯がないことなど委員会で指摘されていますが、ここで河川公園の“定義”と地区別面積を“おさらい”しておきます。(文献が古いので間違いがあるかもしれませんが大勢には影響ないと考えます。)

自然地区・・・河川改修計画を見比べて、既存の良好な自然を維持しうる地域および良好な自然環境に育成することが可能と思われる地域。

施設広場地区・・・立地条件を考慮してスポーツ・遊戯などの各種運動施設を設け、積極的な空間利用を目的とした核的存在となる地域。

野草広場地区・・・前記の両地区には含まれた地区をとくに各種施設を設けずに、タコ揚げや草野球なども楽しめる自由広場とし、野草などの植生を主体とする準自然地区として設定する地域。

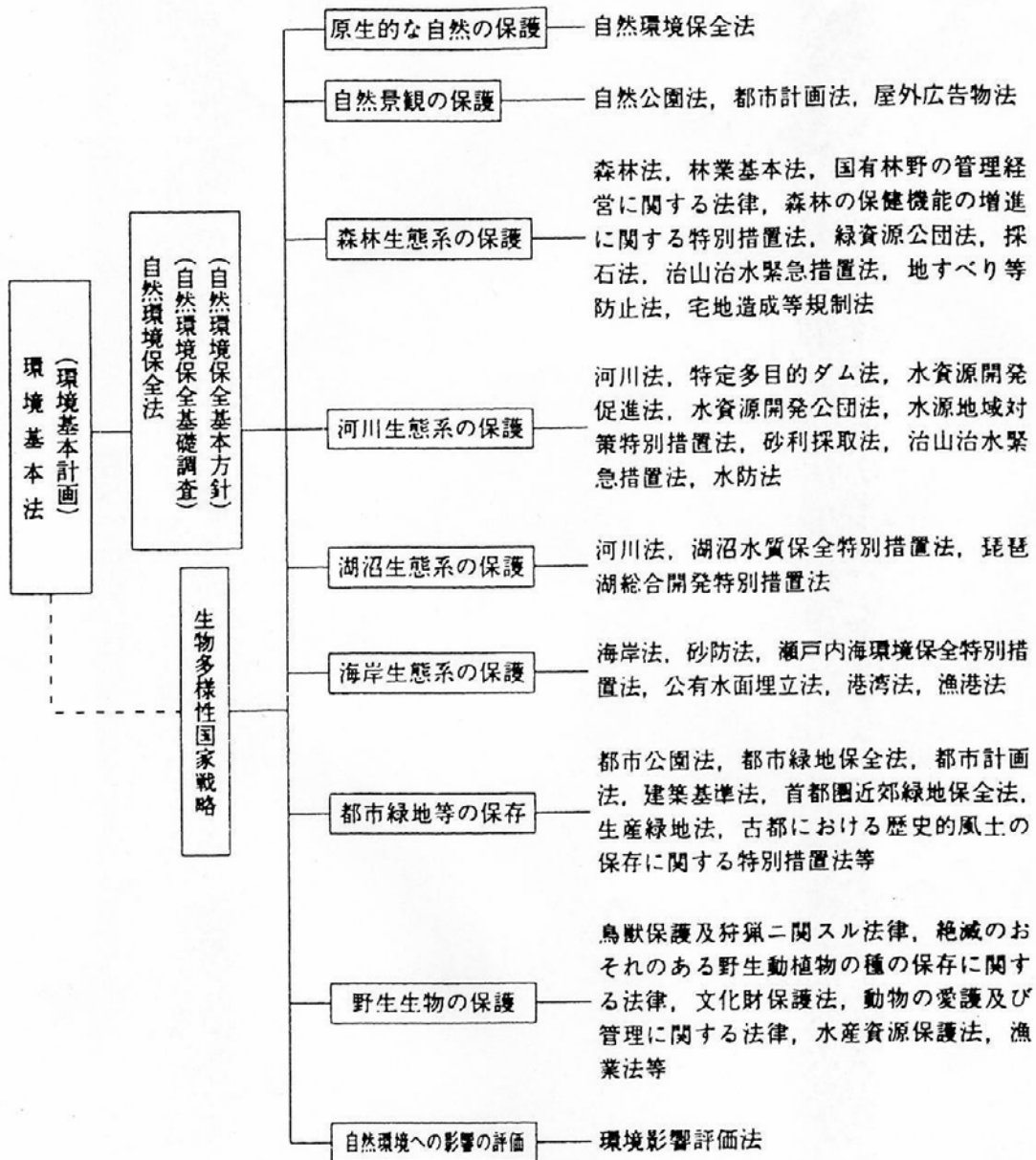
生物多様性国家戦略に照らして施設広場はもちろん、ゴルフ場を許容している野草広場は当然廃止すべきだと考えます。そのためには施設広場・ゴルフ場廃止5～10年計画を策定する必要があります。しかしこの長期計画に先行して早速にも実施すべき事項を列挙してみます。

- | | |
|-----------------------------|--|
| (1) 河川敷占有許可範囲の見直し | とくに低水護岸法線から(現住)20メートルとあるのを50～100メートルとする |
| (2) 農薬の使用禁止 | ゴルフ場・施設広場を問わず農薬の使用を禁止する |
| (3) 河川環境に相応しくない樹木 や草木の撤去 | |
| (4) 高水敷不法使用の取り締まり | この問題に関しては(失礼ながら)国交省はマジメに仕事をしているとは思われない。明日から厳重に取り締まってもらいたい。 |

河川公園地区別面積配分表
 (近畿地方建設局「淀川河川公園基本計画」)

| | 自然地区 | | 野草広場 | | 施設広場 | | 計 | |
|----|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
| | 面積 ha | 比率 % | 面積 ha | 比率 % | 面積 ha | 比率 % | 面積 ha | 比率 % |
| 右岸 | 107 | 30.5 | 180 | 51.3 | 64 | 18.2 | 351 | 100.0 |
| 左岸 | 46 | 15.1 | 184 | 60.3 | 75 | 24.6 | 305 | 100.0 |
| 計 | 153 | 23.3 | 364 | 55.5 | 139 | 21.2 | 656 | 100.0 |

自然保護に関する法律の体系



※関連する国際条約：絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約), 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約), 移動性野生動植物種の保全に関する条約(ボン条約), 生物の多様性に関する条約, 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(世界遺産条約), 日米渡り鳥条約, 国際捕鯨取締条約, 北太平洋のオットセイの保存に関する暫定条約等

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 全 | 004 | 大阪府高槻市 佐川 克弘 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

ダム開発に現在開発中のものも中断を

ダム開題を考える“手掛かり”として日本の大都市の一人あたりの給水量を下表を見ておきたい。

単位：L

| | 都市用水 | 家庭用水 |
|-------|------|------|
| 札幌 | 281 | 179 |
| 仙台 | 346 | 221 |
| 東京23区 | 384 | 246 |
| 名古屋 | 365 | 234 |
| 京都 | 404 | 259 |
| 大阪 | 506 | 324 |
| 神戸 | 342 | 219 |
| 広島 | 348 | 223 |
| 福岡 | 288 | 184 |

出所：本間都 [だれでもできる環境家計簿] 藤原書店

日本一の“水瓶”=琵琶湖を水源とする京都や大阪は、日本一の水使用量となっている。それに対して水源にめぐまれていない福岡市では、繰り返される断水の経験から、市民は水を大切に工夫して使う習慣が身についたと見られる。このデータから現時点ですべてのダム開発を中断しても行政、市民の節水努力で生活に支障をきたす心配はなく、目標も(福岡でなく)せめて東京並みとすればよいのではなかろうか。

ダム問題についての「中間とりまとめ」では、淀川部会が“ダムによる新規水源開発の必要性を再検討する必要がある。”と指摘しているし(確定版020514 p14) 琵琶湖部会では“ダム・貯水池の影響を考えるにあたっては、少なくとも下記にしめす検討を行い、ダム・貯水池整備による負の効果や費用対効果をも検証し、代替案との比較を提示することが必須である。”(確定版020514 p16)と指摘している。

この指摘は基本的に正しいが私としては不満が残る。なぜならこのままでは 現在着工中のダムが不問とされてしまう恐れが残るからだ。利水開題については関西のダムと水道を考える会から水道も工業用水も農業用もすでに「水余り」であることが指摘されており、私も全面的に同感である。またダム問題をとりあげた1999年10月17日朝日新聞の記事ももう一度よく読んでいただきたい。

丹生ダムをはじめ現在着工中のすべてのダムを断固として中断することを要望する。

以上

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 淀 | 004 | 大阪府高槻市 佐川 克弘 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

琵琶湖淀川水系の水質問題について

淀川部会中間とりまとめ（確定版020514）では「あらゆる汚染源を対象として、河川に排出される汚濁負荷量の総量規制を行う必要がある。」とし、点源負荷・面源負荷に関して細かく言及されている。うなずける内容だ。しかし水質改善の視点は「原水の改善」を忘れてはならないのではなかろうか。また費用対効果の視点も忘れてはならないと思う。ここでは生活排水に絞って「中間とりまとめ」では踏み込まれていなかった問題点を指摘しておきたい。

それは下水道整備計画です。第8次下水道整備計画は予算23兆7000億円、4人家族1所帯あたり600万円を超えと言われています。これを合併式浄化槽の設置費（70～100万円）と比較すると下水道がいかに高く、工期もかかることが解る。それでは放流水質はどうかというと下水処理場も合併式浄化槽もBODは20ppmでどちらも同じです。（ただし高度処理を採用している下水処理場は除く）それでは何故合併式浄化槽の設置が推進されないのだろうか。ウソかホントか確かめたことがないが、下水道は国土交通省・浄化槽は厚生労働省と所轄官庁が異なり、厚生労働省には予算が足りないからだと言ったことがある。こんなバカゲタことがホントだとすれば絶対許されないと思う。

下水道は担当が異なるのかもしれないが（おなじ国土交通省なのだから）河川管理者として下水道担当部門に下水道整備計画の見直しを申し入れ、早急に改善することを切望する。

| | | | |
|---|-----|---------------|-------|
| 全 | 005 | 京都自然史研究所 西村 進 | NPO 等 |
|---|-----|---------------|-------|

中間報告書に対する意見

琵琶湖、淀川水系、猪名川水系の各部会ならびに全体委員会で議論され、いろいろな面から精力的に議論されていることには敬意を払いますが、これらの水系は流水だけと考えられているのか。水系とは流水とそれに伴う地下水全体を把握してはじめて論じられる筈であるが、地下水、特に伏流水との関係が議論されていないのは理解に苦しむ。また、もっと水系とそれに関係する生態系とその変遷をもっと精力的にまとめ、一般の方々に理解をもとめる必要がある。そのため、非常に表面的な取り扱いが極めて目に付く。

例えば、このまえ、かなり、里山保存の運動をされている人が「いぬわし・またか」等の貴重種が大切にしなければならない。と主張されているので、その理由を尋ねたら、大事な貴重種だから守る必要があるとだけの返事で生態系に関する問題意識がなかった。貴重種は生態系のピラミッドの頂点であり、貴重種が生息できる生態系を守ると言うことの意味がなかったのに驚いた。やはり、情報を公開し、その内容を詳しく説明し、理解を求める必要があると痛感している。とくにシンポジウムでの逢氏と川上氏の問答は完全に今までを含み説明不足と理解不足を痛感した。もう一つ、委員の出席が少なかつたように感じた。もっと、相互理解を求めるには、積極的に参加すべきであろう。

中間報告に流域上流から下流にかけての、現状とその変遷を地図上に、纏めることが最も必要である。また整備計画を提案するならば、そのための今後の変遷とその問題点を地図上に示す事が必要である。中間報告はその点、実りの少ないものでしか見えてこない。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 淀 | 006 | 大阪府高石市 吉儀 俊明 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

表1 淀川の特徴

淀川本川 下水処理場放流と上水取入口の混在処理した水を川に流す発想は長期にわたる淀川を考えると変えねばならない根元と考える。

淀川左岸6ヶ所、右岸3ヶ所の上水取入口が存在。主に飲料に供する事実を優先し、検討の中核にすべし。

排水は工業用水に転換、消防用水の転用、高速道路散水に利用、雨水と共に地下利用費用は、下水処理と上水の各市町村のコストとのバランスで考えては如何でしょうか。

京都から大阪 45k ~ 50k の範囲では下水溝、溝を淀川に併設。

淀川は、汚水、排水の為の川ではないことを再確認したい。

| | | | |
|-----|-----|---------------|-------|
| 委・誌 | 007 | 京都自然史研究所 西村 進 | NPO 等 |
|-----|-----|---------------|-------|

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」に対する意見 - 2

先に、全体に対する意見をお送りしました。今回は内容に対する意見をまとめたいと思います。

委員会中間とりまとめ(020509)

p. - 6

3-1(3)に・・・多様な生物の生存にとって不可欠な安全な水質が確保出来る水系。

河川、湖沼の水だけでなく、湧水、地下水など水系のすべての水が安全に循環する水系を目指す。とあるだけで、ほかに、湖沼・河川との湧水、地下水の係わりの記述や説明が全くみられない。

地下水は透水性の高い部分を伏流する水、古琵琶湖層群の堆積物中にゆっくりと流れるが、時には被圧していて、掘削により自噴する場合もある被圧地下水、基盤の断層・亀裂から流出し、地下水に加わる被圧裂力水、琵琶湖岸、内湖など、わんどなどの近辺の自噴帯などにみられる停滞地下水がみられ、これらが河川と相互に干渉しあって全体の水系を造っている。ダム工事、河川の護岸工事・埋め立て工事、開発による雨水の地下に涵養されない仕組みが水系のバランスを崩し、水質の急激な悪化をもたらした。下流域では戦後の経済成長により、深掘の井戸による、多くの汲み上げにより、地盤沈下をもたらし、逆に地下水の汲み上げを禁止したことにより、どちらも水系全体バランスを崩した。もっと詳細な既存データのとりまとめをして解析し、今後の水系全体の整備計画が必要であると考える。

最近、滋賀県特に湖東の工場誘致により、規制がないのをいいことに、地下水の水系全体を考えない乱汲み上げにより、地下水は勿論、河川水・湖水の水質悪化につながっている。

p. - 3

1.現状とその背景

第3パラグラフ さらに水質保全、地下水の河川、湖沼の係わりの保全、生態系保全等・・・

p. - 42 行目 それと引き換えに川や伏流水の形は・・・

以下かなりの所に、伏流水・地下水の記述が欠如している。挙げて意見を述べようとしたが、きりがないので挙げる事をやめた。どこかで「水系」「河川」「川」「湖沼」には伏流、地下水を含んだものであるとの記載でもあればと痛感している。

特に各部会の報告では、p. 1-5 のほぼ中央に「地下水の枯渇と汚染など」の記載があるだけで各項目にその現状認識や検討がなされていない。

p. - 1 - 3 . 下から 5 行目 4.したたかに対処できるような川、湖や伏流とのかかわり
かたを・・・・・・・・

5 また、川や湖、内湖や伏流等に関する

p. - 1 - 4 . 2 - 1 地勢的特性

・洪水 . . .

・河川にともなう伏流水・地下水の保全と汚染の除去

p. - 1 - 5 . (1) 環境面

5 行目 . . . 完遂する河川敷の面積や遊水池・伏流水を大きく減少させた。

(2) 治水面 4 行目 それによって、遊水池、伏流と湖水・河川との関係が妨げられるようになったり、. . .

(3) 利水面 9 行目 現れた。そのため、伏流と湖沼・河川との係わりが妨げられるようになり、洪水の被害が大きくなったり、河川の水質の悪化が加速された。さらに、水系の水質は

p. - 1 - 7 (6) 計画策定面

5 行目

・地下水と湖、河川、湖と湖岸、.

p. - 1 - 8 3 - 1 価値観の転換 3 行目 考え方止め、川、湖、それらに関連する地下水との

(1) 人と川とのかかわりの変革 2 行目 川や湖の持つ自然の変化(伏流・水量

p. - 1 - 9 (3) 9 行目 川や湖、それらに密接に関係する内湖や地下水とのかかわり

p. - 1 - 11 (2) 水と川や湖、地下水に対する

p. - 1 - 14 4 - 1 (2) 1 行目 、そこに流れる水をそれらに伴う伏流をも加味した適正な

・地下水との健全な関係を保全する川

p. - 1 - 18 4 - 5 水質について (1)

・適切な遊水池・伏流の保全と水質浄化機能の確保など、急に思いついたところを指摘しました。

| | | | |
|-----|-----|---------------|-------|
| 淀・猪 | 008 | 京都自然史研究所 西村 進 | NPO 等 |
|-----|-----|---------------|-------|

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」に対する意見 - 3

意見、意見 - 2 で既に指摘しているが、地下水・伏流などの役割を考えていないか、軽視しすぎている。

p. - 2 - 3 下から 14 行目 ……行われた。その結果、河川と遊水池や伏流との係わりを阻害した。しかし、一定規模までの洪水……

p. - 2 - 4 11 行目 ……「伏流・水質・水量……

表 1、表 2 に「地下水か伏流」についての記述を加える。

p. - 2 - 9 4 行目 認識しなければならない。また、これらは、河川の水系全体を考慮しなかったため、遊水池や伏流の働きを考慮することなくすすめられた。

p. - 2 - 1 5

(4)に後か、これ等の項目の中に、

(5)遊水池、伏流の保全

・伏流及び地下水は、河川改修工事や造成により、その涵養と保全が妨げられ、遊水池もその働きがなくなり、埋め立てられたりした。そのため、洪水調整の働きが、急速に減じた。また、そのため水系全体の浄化能力が極めて減じた。今後の河川改修や岸辺の利用などには、伏流や遊水に留意した計画でなければならない。地下水の利用には適切な規制がなければならない。

3 - 3 利用

7 行目 今後は、河川空間を「水系全体として本来の姿に戻す」こと……

p. - 2 - 18 3 - 4 3 行目 ……、今後は、「伏流・水量・水質……

1) 下から 2 行目 ……あたり、地下水の保全、高品質の水源涵養林……

p. - 2 - 25 4 - 1 ……高める魅力ある水系の創造

など、急に気がついたところを書き出しました。伏流などをふくむ水系全体として考察がされるべきと考えます。

猪名川部会中間とりまとめ に関しては、その河川の性質上、上流で伏流に気をつけなければならない。とくに、猪名川町役場より上流での伏流と河川の働きの保全をどこかに入れられないか。趣旨は猪名川部会以外のとりまとめに意見を述べた通りである。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 淀 | 009 | 奈良県宇陀郡 渡辺 勇三 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

淀川部会中間とりまとめ

4 - 5(1) 河川レンジャー、流域センター創設

河川レンジャー制度について、自主防災組織やボランティアの連携が望まれるものの、現実には地縁的組織に頼るのは難しいとしておられますが、地域社会とのつながりをあえて求め探りあてていく構えを放棄するかのようなスタンスはいかがと思われます。

川を身近に感じ川との共生を考えるのにたとえば、世代間のふれあいの場にしたり、人やものが集まってくる環境づくり、サロンの場や音楽会、フリーマーケット等の企画はいかが。

川とのふれあいは、人々が忘れかけた川への郷愁をいざなうもので語らいの場、今なら学校 5 日制への対応や受け皿についてとか、中心市街地では考えにくくなった「福祉の郷」づくりを関係者で話し合うのも一考したい。

| | | | |
|----|-----|--------------|----|
| 琵琶 | 010 | 滋賀県神埼郡 中川 治夫 | 個人 |
|----|-----|--------------|----|

4 - 2 (3) 治水に関する理念の転換を考慮した計画とすること ページ - 1 - 14

琵琶湖部会の中間報告を拝見しまして、計画策定にあたっての考え方を支持いたします。

治水に関しまして、淀川水系琵琶湖愛知川河川の改修工事で工事業業者であります滋賀県と意見の変換をいたしておりますので、その観点から意見を述べさせていただきます。

滋賀県は、国の「河川砂防技術基準」に基づき「設計便覧(河川編)」を作成し、愛知川河川につきましては、「愛知川計画流量配分図」で計画規模 1/100 の河口から八日市新川合流点までの間の流量配分を 3,100 m³/s と策定しております。

然るに、本年 1 月 20 日開催の第 1 回愛知川川づくり会議におきまして、滋賀県は計画規模 1/50 の計画高水流量 2,400 m³/s で説明を行い、「河川整備基本方針」および「河川整備計画」に計画規模 1/50 の計画高水流量 2,400m³/s に書き換えようとしています。

計画規模 1/100 の計画高水流量 3,100 m³/s は、流出係数、洪水到達時間、平均雨量強度、流域面積のデータをもとに算出されて、工事実施基本計画や洪水防御計画などの基本となっております。当然、「工事実施基本計画」が平成 9 年の河川法改正により「河川整備基本方針」および「河川整備計画」に移行されましても、「河川砂防技術基準」の計画高水流量の算出方法は変更されておられませんため、「愛知川河川整備基本方針および河川整備計画」に計画規模 1/100 の計画高水流量 3,100 m³/s が反映されなければなりません。

現在、愛知川河川は河口から約 4.4km 付近の引堤の拡幅工事が行われておりますが、用地は計画規模 1/100 で平成 9 年度に買収し、改修工事は計画規模 1/50 で平成 10 年度より施工されております。平成 8 年の地元での説明と異なりますため、滋賀県に問い合わせますと「用地は 1/100 で計算して買収した。一般的には暫定改修として 1/50 で改修する。これが通常の形である。90 年の破堤は、規模として 1/50 内であったので、1/50 で改修している。」との返答であります。河川流域には、かつての遊水池に新興住宅が立ち並び、河川保全区域に村落や大きな工場、償還中の圃場整備された農地などあって、今後の開発のため暫定計画にする要因はありません。

当初から 1/50 での改修工事であるならば、1/100 規模での用地買収をしなくても、河道を狭窄している右岸 4.4km 付近の高水敷に張り出した二重堤部を撤去して樋門に付け替え、河幅の半分を占める高水敷を切り取り低水路を拡幅することで、2,400 m³/s の流下能力を確保できれば、用地買収に税金を使わずに済んだのではないのでしょうか。

工事実施基本計画に基づいて計画規模 1/100 の用地が確保できているのに、暫定改修(計画規模 1/50)から施工を行い、近い将来に計画規模 1/100 の改修工事を施工する 2 度の工事が通常の形なのではないでしょうか。

問題は、滋賀県が策定する「河川整備基本方針」および「河川整備計画」は、チェックが必要であることです。工事についてもチェック機能が必要です。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 淀 | 011 | 兵庫県宝塚市 高崎 恒子 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

1、3 - 1 (3)2)津波 - 2 - 1 2

「防潮水門や防潮扉等の操作をより迅速にかつ遠隔操作できるように改善する必要がある。」

まだ改善できてないのですか？

津波が来てからでは遅いです！

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 猪 | 011 | 兵庫県宝塚市 高崎 恒子 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

1、すべては「人を守る」ことに通じる すべては人間に帰ってくる - 3 - 6

提案、子供たちに このことを教育したらいかがでしょうか？

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 委 | 012 | 兵庫県川西市 青山 武史 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

3 - 2(3)長期的な視点を含めた検討

ほんとうに、良く検討されていますね。御疲れ様でした。

しかし、そのために、重みづけがあいまいになっているように思えて意見を申し上げます。

私は上記の3 - 2(3)が非常に重要だと思う。多くの研究者が活動されていると期待しています。その成果を調べて、重みづけした上で、視点、考え方をまとめていただきたい。

このまま、国土交通省に報告しても、たぶん、20~30年後の川のあり方をイメージ出来ないのでは？もっと重みづけした視点をぶつけて欲しい。

いったい20~30年後に今のまま川を放置したとしたらどうなると推定できるのでしょうか。(気候変動、人口減少、高齢化、安全衛生面などの変化の中で)。現状での問題点が指摘されていますが、30年後も、同じ内容で同じ問題レベルではないように思えてなりません。特に気候変動に伴う異常豪雨又、異常乾燥が心配で、安全衛生面もさらに重視されていると想像しています。

20世紀のツケをどう支払うかだけでなく、21世紀のビジョンをどう作りあげるか。期待しています。

| | | | |
|---|-----|------------|----|
| 委 | 013 | 千葉県柏市 中村 晃 | 個人 |
|---|-----|------------|----|

委員会中間取りまとめ(020509 版)

災害は忘れたころにやってくる。近畿圏の要である淀川流域では絶対に大洪水、大湯水を起こしてはならない。そのための備えは万全を期してほしい旨を明確に表現してほしい。

1.現状とその背景

従来の河川法では、河川環境が明確に目的に含まれていなかったことも明確にされたい。
(琵琶湖部会の「1 緒言」参照)

2.流域整備の変革の理念

このたびの河川法の改正があったことからあらたな河川整備の理念の樹立が可能になったことを明確にされたい。なお、ここで河川管理者が今でも踏み込みにくい「流域整備」を理念とするのであれば、河川環境、治水、利水、親水等に大切な「水循環の保全」と「流域住民の積極的な参画」をさらに強調していただきたい。

ここで流域住民には河川に関係する組織に属さない子供達、主婦、企業から老人に至るまで含めて理解・参画してもらう必要がある。

4 以降の個々の提案について

4 以降に多くの提案がなされているが、必ずしも河川管理者の権限に属さないものも多い。それらを具体的に実施するのであれば、単に行政サイドに要望するだけでなく、だれ(河川管理者、他管理者、府県、市町村、民間、NPO・NGO その他の組織、流域住民、・・・)がやるのか、予算はどうするか(税金、募金、寄付金、使用料金等)についてある程度具体性を明確にしないと実現しない。連携、協働は船頭が多くて・・・ということにならないための覚悟は委員会でも十分議論してほしい。これからの時代は、役所の予算、人員も厳しく制約され、流域住民の協力の比重が大きくなるのではないか。

4.整備計画の方向性 4-2 (3)安全な水質の確保

自治体の環境部局、警察等の協力を得た法的な規制には限界がある。廃棄物を含め流域住民のモラルの向上、流域住民による監視など流域住民の具体的な協力が欠かせない。

| | | | |
|---|-----|-----------------|-------|
| 委 | 014 | 郷土を愛する会 代表 東郷 尚 | NPO 等 |
|---|-----|-----------------|-------|

去る琵琶湖部会意見聴取の会(H13 .12 於ピアザ)において、「河川整備計画の参考となる意見として、沿岸帯を生活圏の一環とせよ。親水環境を作れ。川づくりに望むこと」を提言しました。今回は「中間のまとめ」特に 委員会、琵琶湖部会を拝読し以下を意見とします。

- 3 利水面

野洲川の沿岸帯比に 郷の鎮守の森 長澤神社がある。ここの「藻沢の池」(田園水)がいまでは枯池となっている。「長澤の池のあやめをたづねてぞ 千代のためしにひくべかりけり」そのたて看板に古歌(今から 1300 年前の 700 年代歌人 藤原 俊成)とあり、中主町の花菴蒲にちなんであやめ池として存在している。かつて魚のハリオ・アユなど泳いでいたこの池は湯水池と化し、自然の水環境が変えられ、水は農業用水にまわされている。そこで環境面・利水面からビオトープや住民との親水を確保するため、水を廻して利水としてフィードバック(復元)するよう要望しています。このように「川と人とのかわり」から人と自然との共生につなげ、人も自然の一員として生息していることの認識、水を利用した憩いの場の設定へ努力したいものである。

なお、現在「ヤマ川河川愛護モニター」をつとめているが、 - 13「高水敷利用」(川田橋を中心に 600m 巾 50m H15.10 完成)に関して研究中である。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 委 | 015 | 京都府京都市 橋川 篤子 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

3 - 1 (2) 自然の力に対して安心できる水系 ページ 6

4 - 1 (1) 洪水防御の基本的対応 ページ 9

4 - 2 (1) 利水に対する基本的な考え方の転換 ページ 12

以上の箇所に“したたかに”“したたかな”という言葉が使われているが、耳になじまない言葉なので、もっとわかりやすく“敏速に”とか“強く”でいいのでは、ないのでしょうか。

- 個人的感想

淀川水系には、含まれていないと思われる鴨川の近くに生まれてからずっと(40 年余り)住んでいますが、人工の構造物が、かなり増えてきているとはいえ、上流では釣りや子どもたちが泳ぎ、又飛び石をすることによって右岸、左岸を行き来しながら遊べたり、夏になれば、川床が登場し、川べりで涼む人の姿も多く見うけられます。散歩やジョギング、楽器の練習 etc・・・老若男女それぞれの形で川を楽しんでいます。

一部スロープ化され車椅子でも通れる遊歩道も作られています。私にとっては、冬鳥の観察をはじめずっとなじみ深い川であり続けています。大雨後の増水などどこかでいつも気にしています。

ですので各部会の間とりまとめを拝見して、川や湖が身近なものと感じられない人のことを知りびっくりしました。

そして、10 年来様々な環境保護に関わっている私でさえ、このような委員会の存在を先日シンポに参加するまで全く知りませんでした。流域住民の声をもっと取り入れることも必要ではないでしょうか。

| | | | |
|----|-----|--------------|----|
| 琵琶 | 015 | 京都府京都市 橋川 篤子 | 個人 |
|----|-----|--------------|----|

5 - (3)

計画策定プロセスへの流域住民の連携・参画を推進する計画とすること 20 ページ

環境学習、体験学習の重要性及びそれに関わる人々の育成についてもっと言及すべきでは。

琵琶湖博物館という立派な施設があり、それを支える人々(地元の人も含めて)の存在や様々な観察会や体験の試みのことをよく知っていますので、それも具体例として明記された方が、今後の学習拠点作りのためにもわかりやすいのではないのでしょうか。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 全 | 016 | 兵庫県川西市 野中 昭彦 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

流域委員会中間まとめについて

全体のトーンとして、今までの川づくりはほとんど良いことをしてこなかったかの如き表現が多く目につくことに、若干の失望を感じます。

洪水による家屋流失などの経験によりダム・築堤を求めた戦後復興～高度成長期前後のわが国の社会や、戦後の食糧難のなか内湖干拓を是とした社会、集団就職等で人口が急増した淀川沿川の諸都市での河川敷の公園利用を求めた社会など、河川の改変の歴史にはそれぞれすべてにその時々での大事な意味があったはずです。

それに対して現在の社会は、経済的に立ち直り、またある程度のダムや琵琶湖開発等によって洪水防御や水の手当てが進み、なおかつ自然環境保全に対する情報や意識が充実したため、「川づくりに対する状況が様々に変化してきた」ことが重要なポイントであると考えます。

よって、変化した状況に対応すべく、未来の川づくりに対して公開形式で委員会の意見を述べ、行政がこれを受け取るとは大変、理にかなっていると考えます。このため、願わくば、現在の価値観のみで「過去の河川工事～現在の河川の姿＝悪」「自然の姿＝正」とするトーンが強く出ているような点については、淀川と社会の変化に関する歴史感を適切に表現したうえで、現在の価値観の変化と情報の蓄積を基軸とし、新たに具体的な提案を行う委員会最終報告となることを期待します。

例えば、P2～3の“1.現状とその背景”のなかでの「河川の荒廃」「多様な機能を軽視」「環境的配慮の視点が欠落」「無秩序な川の利用」「人工の構造物で覆われた」「安らぎや憩いを与えてくれた川の風景はほとんど見えかかっている」など多くの表現は、読み手の気持ちに余りにも暗くさせます。過去の水害・濁水の歴史や、後背地がメガロポリスとなった現在の流域社会の姿に鑑みれば、もう少し違った表現や視点があると思います。それ以降のページに全般についても同様の感想です。

以上

| | | | |
|----|-----|-------------|----|
| 琵琶 | 017 | 滋賀県草津市 小寺 實 | 個人 |
|----|-----|-------------|----|

- 1 . 琵琶湖部会中間とりまとめ
- 2 . p 4 ~
- 3 . 2 . 琵琶湖とそれに注ぐ川の特性と問題点
- 4 . 意見

狼川は源流地の瀬田丘陵が、ほぼ余すところ無く、里山が他に転用されました。結果、次の問題があります。

里山が無くなり、故郷がなくなった。(国土健全維持なし)

地域性の高い動植物が(居)無くなった。(山河清流なし)

無秩序な工場や住宅やアパート建設があった。(迷路汚水増)

嘗ての砂川が、常時の着色水流を見ている。(工業廃水?)

地下水は微量の無機水銀が検出された他、有機浮遊物が多量で農業用水限度を超えている。(嘗ての農薬散布後遺症?と廃水処理無の住宅建設(当時法なし?)、下水道高価無着手)

降雨時は素早く濁流となる。(樹木代替、水無涵養(法?))

ヒートアイランド現象の特徴でか、地域性の狭い豪雨が見られる。(現象として組入れるべき)

下流で降雨が無くても鉄砲水があって、危険きわまりない。これはどこにでもある話でしょうが、それだけに琵琶湖の環境づくりに就いては、ヒントが沢山あると考えています。

この他に流域を通じての問題は、公害と大小ゴミの廃棄です。過去の歴史や謂われを基とした温故知新的取組みで地域を見直し、何とかしたいとの努力もあります。

| | | | |
|----|-----|--------------|-----|
| 琵琶 | 018 | 滋賀県近江八幡市 河川課 | 自治体 |
|----|-----|--------------|-----|

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」の意見について

琵琶湖部会

近江八幡市は、日野川 蛇砂川等水害に対し危険な川があり、決壊すると人命、財産を瞬時に失いかねない状況にあります。

特に、日野川は延長も長く、多額の事業費を要することから、整備には相当長期に亘ることが予想されます。しかし、住民は一日も早く安全 安心な暮らしが出来ることを強く望んでいます。

また 整備手法は、沿川住民が川と「親しみ 憩える」川づくりを期待されております。

環境面では、1955年(昭和30年)とありますが、当市では昔の姿のイメージとして「昭和40年代前半」に近づけたいと考え、全てを取り戻すと言ったことでなく、歴史的 文化的に後世に伝えなければならないものを対象と考えております。

(資料材料 景観等)

次に、高水敷の利用についてグラウンドや公園等が川の環境破壊を促進し、住民の危機意識さえ低下させたとありますが、高水敷は、治水上有効な空間であり、都市部では平常時に地域住民の憩える場所として、福祉の向上に大きく寄与しており、今後も住民のニーズに合った広場として活用されるべきと考えます。

川らしさ 川でしか出来ない高水敷の利用とは具体的にどのようなものですか。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 委 | 019 | 大阪府堺市 奥中 久米司 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

淀川水系流ト人口問題関係調査研究シテ、系流都市ハ西暦 2050 年ニハ人口ガ政令都市 100 万以下ソノ他都市（市町村）3 万～5 万以下ニナッタラ大問題ナッテ関係首長責任ガ住民ニトワレル時期クル思ッテオリマス。

企業者又ハ政治家、行政官、地域実力者等モ過去責任問合レル時期 2050 年初ジマル。
系流都市中心、調査研究サレル事がよい。

| | | | |
|----|-----|--------------|----|
| 琵琶 | 020 | 滋賀県愛知川 北村 重彦 | 個人 |
|----|-----|--------------|----|

治水面から先人の生活の知恵として愛知川両岸の霞堤（カスミテイ）八日市市池田町愛知川右岸（例）台風の時の風水害を除去し水害を最小限にするための遊水池が現存して各地に溜池が（タメイケ）ありましたが戦中食糧増産のため耕地にする目的で埋められましたが自然な形の生態系が治水上必要でありますので今後愛知川「川づくり会議」の実況視察見学のためロマンスカーで現存地及び将来溜池（遊水池）として工事する場所を委員が2回視察し琵琶湖にそそぐ西の湖方面（下流地）や第2回目は私は所用のため欠席しましたが愛知川上流のダム候補地を見学して自然な生態系に現存の第一ダムの及ぼしている現状（農業利水上）又現在計画されている第二ダムの生態系に及ぼす影響を5月19日（日曜日）説明会があり現在永源寺町の地元の反対意見も多数で検討中

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 委 | 021 | 大阪府高槻市 紀平 龍雄 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」に対する意見

かなりの部分で、従来には見られなかった、あるいは軽視されていた事項が大胆に提言されており、好ましく思う。他に意見を述べる。

委員会 4 ページ 流域整備の変革の理念

21 行目「行政主体による管理」という言葉（概念）について

ここにいる行政とは国土交通省のことであろうし、淀川部会にしばしば使用される河川管理者も国土交通省のことであろう。河川法は1級河川の管理を国土交通省としているが、しかし河川管理者を当然のように国土交通省とするのは疑問である。旧建設省が河川管理者であったのは河川対策が基本的に治水や利水であった頃の考えであり、ここからはコンクリートと巨大工作機械での大工事を前提とした施策しか予想できない。ではなくて今後、環境面を含めて結合的に計画・推進して行くからには全く別の行政機関、例えば環境庁などが主管すべきである。

河川管理のために工事が必要であれば適宜、国土交通省や民間業者に委託すればよい。従来の「工事のための工事」から脱却するためにも必要である。

委員会 5 ページ 適宜、適切な見直しを図る柔軟な川づくりへの変革

現在淀川左右両岸で工事推進中の「淀川緊急用河川敷道路」（現在70%程度まで完成）については、「中間とりまとめ」では取り上げられていない。これは河川法改正以前に計画されたものであり、これが淀川の「環境」を大きく破壊しつつあることは明白である。新しい施策を行う前に河川法改正以前に立案され施工中の工事を見直すべきである。（同12ページで、「適切な存続を認める」と指摘されている「鵜殿のヨシ」を大規模に破壊する河川敷道路工事が4月から開始された）

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 淀 | 021 | 大阪府高槻市 紀平 龍雄 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

淀川部会 10ページ 11行目 洪水災害対策

高規格堤防(スーパー堤防)計画は根本的に見直すべきである。

淀川部会 13ページ 水需要管理：水量の面からの利水の検討

16行目「節水を促す経済的インセンティブ」とは具体的にどのようなものが考えられているか。

水道料金に関し、現在の「緩傾斜・小段階逓増制」から「急傾斜・(罰則的)多段階逓増制」に変更する(この際、世帯人数を考慮してもよい)。また水の豊渇に応じて、季節別料金を設定する。

たとえば水を大量に使用する洗車は欧米では見られぬ光景であり、洗車はムダの見本(罪悪)であるとの社会的な見方(そのための広報活動など)が必要である。

淀川部会 4ページ 「淀川本川」と「暮らし・文化的特性」の項目

「文学の素材」→「芸術・芸能・文学の素材」

| | | | |
|----|-----|--------------|----|
| 琵琶 | 022 | 滋賀県蒲生郡 竹田 勝博 | 個人 |
|----|-----|--------------|----|

2 - 2 (1) 環境面 - 1 - 5

琵琶湖の内湖・湿地は 1942 年～1977 年にかけて約 2500ha を干拓し、毎日毎日排水機より汚れた水が外湖や内湖へ排出され続けている。

又、川からも流れて来た生活排水・農業排水・自然汚濁物は広い湖に薄められて、ゆっくり流れる所で沈殿して堆積している。

(挿入)

内湖の減少、干拓排水と沈殿物の堆積

4 - 3 (1) 環境面流域における適正な水需給に基づく計画であること - 1 - 17

農業も社会変化にともなって田圃の保水機能が小さくなってきており、干拓地の役割と環境を検討する必要がある。

干拓地を内湖に戻すことで自然浄化力が大きくなり又保水量も大きく安定した水需要が考えられる。

(挿入)

さらに、気象や社会情勢の変化に伴って、農林業の保水力は低下しているので、干拓と内湖の役割を検討し、治水・利水・環境保全等の・・・。

4 - 4 (1) 湖と陸との移行帯である湖辺の適切な形状を保全・回復し、その連続性を確保すること - 1 - 17

農業は主食としている米余りが、転作などに大きな補助金を出し、又、排水施設と毎日の管理に莫大な補助金とエネルギーを消費している。又干拓されたことで西ノ湖や伊庭内湖は水の回遊がなくなり、河川からの新しい水の流量が少なくないためによけいに悪化している。

昔は、小中ノ湖・大中ノ湖が出来るまでの時は、湿地・内湖や岸部一帯に生息する水生植物帯で成りたっていた。

それと漁師、農家の藻取り、ヨシ刈など人間が程よくかかわり水の中の栄養塩は回収され又広い内湖で水が回流することにより時間的浄化力(自然浄化)で水が美しい環境を保持していた。

(挿入)

湿地・内湖の全面的見直しを行ない、自然浄化力に注目しながら人間との関わりと保全・復元に努めることが必要である。

| | | | |
|---|-----|-------------------------|-------|
| 全 | 023 | 関西のダムと水道を考える会 代表 野村 東洋夫 | NPO 等 |
|---|-----|-------------------------|-------|

淀川水系流域委員会「中間とりまとめ」についての意見

「利水」については、水道事業体個々の水需要予測値を単純に積み上げるという従来の方式を批判し、「水需要管理」という新たな視点を打ち出されていることを高く評価します。淀川水系において利用可能な水の量には限界があるとの認識に立って、水需要の方を管理すべきとするこの考えは、不足量は新たな水資源開発で対応すれば良いとするこれまでの考え方を 180 度、転換するものであり、正に時代の要請に適ったものと考えます。

また、これと関連して、琵琶湖部会の「中間とりまとめ」においては、水需要予測の根拠についても、原単位や論理構成などの根本からの見直しの必要性を指摘していますが、これも正にその通りであり、多くの水道事業体の予測が現在“水増し”状態にあることは明らかであって、これを科学的・客観的に予測する第三者的な制度の構築こそが必要であり、この流域委員会において、是非共そこまで踏み込んだ議論の行われることを希望します。

「ダム」については、淀川部会の「中間とりまとめ」において、“ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない”と明快に謳われており、私達も大いに共鳴するところです。上記の「水需要管理」と同様に、「ダム」についても 180 度の発想転換が今、求められていると考えるからです。

ご承知のとおり淀川水系には現在、国土交通省関連の直轄ダムだけでも 4 つのダム計画があります。即ち

丹生ダム（滋賀県）、大戸川ダム（滋賀県）、川上ダム（三重県）、余野川ダム（大阪府）です。

しかしながら、7月4日の琵琶湖部会で明らかにされたように、この流域委員会設立に当って国土交通省は「本体工事に掛っていないダムについては、流域委員会の答申次第で見直す」と言っており、幸いにして上記のダムはいずれもまだ本体以前の付帯工事段階です。河川整備計画において「ダム」の占めるウエートの大きさを思えば、治水・利水・環境と併行して、個々のダムについてもワーキンググループを早期に立ち上げ、この角度からの十分な審議に着手されることを要請します。

私たちはこの流域委員会の傍聴を 1 年余りに渡って続けて来ましたが、多くの委員の方々が実に意欲的な取り組みをされていることに感銘を受けております。何かとご苦労も多いこととは思いますが、是非とも、河川法の新精神を具現した画期的な最終答申を作り上げて下さることを切望して止みません。

| | | | |
|----|-----|-----------|-----|
| 琵琶 | 024 | 滋賀県甲賀郡甲西町 | 自治体 |
|----|-----|-----------|-----|

琵琶湖へ流入する最も大きい河川である、野洲川の中流部に位置する甲西町は、町土の半分以上が山林であります。昭和30年代から始まった工業団地の造成、工場の誘致等のため今や人口は3.5倍と膨れ上がり、宅地は山裾から周囲へと広がり、現在では農地の1.4倍の宅地がある内陸工業地域として発展を遂げてきております。

町内にはまちを大きく二分する野洲川があり「近江太郎」の別名がある程の暴れ川でありましたが、一面、川からの恵みも大きく飲料水など住民の日常生活はもとより、農林水産業、まちづくりの観点からも今や地元にとっては、なくてはならない河川となっております。別名がつく程の暴れ川であった野洲川も先人の努力により、近年大きな災害が無くなりました。しかしながら野洲川に流入する河川は10本の1級河川があり、その内6河川は未だに天井川のまま、大雨の時期には近くを走るJR草津線の軌道が冠水するなど、内水排除の面からもまだまだ安全な河川になっているとは到底言えません。この天井川を平地化し住民の期待される安全な川にするには、どうしても野洲川の河床を低くすることが必要であり、野洲川の河川整備も含めアメニティ、親水性、環境に配慮しながら順次、河川の改修事業を推進して頂いていますが、都市化が進んでいる状況での事業用地の確保が日々困難になっており河川管理者の果たすべき役割は大変重要且つ困難になってきています。

「治国治水」水を治める者は国を治めると言う諺がありますが、換言すれば国を治める者は水を治める義務があるということではないでしょうか。まさに国をはじめとした行政こそがその責任を果たすべき役割を負う言うことに他なりません。中間とりまとめの中で「治水に関する理念の転換を考慮し、今後の計画は壊滅的被害の回避のため、破堤対策を行いある程度の溢水を受忍せよ」長期的な展望にたった計画を住民参加で立案することがコンセンサスを得る方法」と記述されていますが、確かに住民の視点に立ち住民参加の下で政策を検討し、住民と役割を分担しながら、各種の施策を展開することが分権の時代に求められる行政の姿勢であると認識されます。しかしながら住民の生命財産が脅かされるといった取り組みについては、記述のような対応でもって、管理者としての責任が果たせるものか大いに疑問が残るところであり、また住民の期待に応えられる対策とは成り得ないのではないかと懸念されるところであります。

また、利水面においても「節水行動を進め渇水のある程度受容することが必要である」とも記述されていますが、農業や漁業を営むものにとって、渇水の危険性を含んだ計画を理解して下さいと言っても、到底理解が得られる計画であるとは考えられません。

環境を保護し自然と共存しながら次の世代に社会資本の一つとして川を残すことは、今に生きる私どもの責任です。また多くの住民が川に望んでいる親水性に配慮した河川整備や取り組みを定めることは、基本的には川が安全な状態で確保された上での事であると考えます。

河川整備計画原案のとりまとめを行っていただく中であっては、こうした点を充分お含み願い、河川管理者と多くの住民が合意したものになりますようお願いし、意見とさせていただきます。

| | | | |
|---|-----|-------------|----|
| 淀 | 025 | 大阪府大阪市 笠原 茂 | 個人 |
|---|-----|-------------|----|

1. 対象となる中間とりまとめ：3. 淀川部会中間とりまとめ（020514）

2. ページ：p. -2-18～ -2-21

3. 項目：3 - 4 環境 （1）水量・水質・土砂等の適正化

4. 意見：

全体に、健全な「水循環」、土砂を含む「物質循環」の検討には、人と自然、人と人の係わりの歴史から学ぶ視点が必要であると思います。ここでは、「淀川部会中間とりまとめ」を対象に意見を述べます。

水源の確保にあたっては、地下水流動の評価が必要である。

「淀川水系流域委員会」は国土交通省の「河川整備計画」についての検討であり、地下水は対象としないのかもしれませんが、地下水系は水循環を検討するのに欠かすことのできない要素です。そして、流域全体の水循環を考えるならば、国土交通省の他に農林水産省、環境省、厚生労働省や自治体の行政レベルでの連携と合意、さらには、中・下流域両市民のコミュニティの交流ものちに形成された「整備計画」でなければ、「持続可能な社会づくり」にはならないと思います。これは、琵琶湖をめぐる水資源の対立の歴史をみても明らかなことです。

水は基本的に「降水→土壌水→地下水→地表水→海洋（→蒸発→降水）」という循環系を形成しています。河川は、この循環系のなかでは「地表水」にあたりますので、循環系の前後の地下水、海洋との関係を含めて考えなければなりません。

最近、森林のほかに水田も水源涵養機能、生物多様性の場として評価されています。さらに、森林など陸域から海域へ侵出する地下水が干潟、沿岸域の生態系保全に関与していることが注目されており、「漁民の森づくり」などの事業も実施されていることは、みなさん衆知のことと思います。

このようなことから、淀川流域における山地の涵養域から海域の流出域に至る浅層地下水、深層地下水の水循環のメカニズムをもとに、施策を検討しなければならないと思います。そうでないと、河川環境はよくなっても流域環境は改善されないことも考えられます。

なお、参考として熊本県白川流域で検討されている地下水問題解決策（（財）熊本開発研究センター：2002）を、以下に紹介しておきます。

地下水を身近なものとして、大いに関心をもつこと（啓蒙運動） 節水にまさる対策はないこと（価格政策） 地下水を汚さないこと（地下水汚染対策・適正規模の下水道システム） 地下水をタダで利用できると思わないこと（自己負担の原則） 美しい地下水を新しく作りだすこと（自然を利用した造水）

土砂の循環系の再生は、不可能である。

健全な流砂系の再生は、自然の機能を再生することにつながり、必要であると思います。しかし、淀川流域では、土砂の循環系の再生は難しいのではないのでしょうか。これは、山地砂防、治山事業や河口閉塞による水害の歴史や現在の土地利用から考えられることです。

河川は山と海をつなぐ役割があります。その重要性と意味を理解し、「淀川水系流域委員会」がリーダーシップを取り、治山、農業、港湾、水産との連携によって新しい整備計画をつくるのが、流域単位で検討することの意味なのではないのでしょうか。これには、都市域を含む淀川での健全な流砂系のあるべき姿と、具体的な目標設定を示すことが必要であると思います。

底質の汚染は、負の遺産である。

最近、河川の底質汚染が進行しているように記載されていますが、現在の河川底質に含有される有害化学物質のほとんどは、過去の汚染の蓄積であり、負の遺産です。底質（底泥）は時間の経過とともに毎年少しずつ運ばれて堆積したもので、歴史性があります。

例えば、淀川流域で有害な重金属類の含有量が多いのは戦時中の軍事工場からの排出があった地区です。その後、戦後における除草剤などの農薬による有害物質の使用によるものや、高度経済成長期における汚濁負荷増大によるダイオキシン類などの有害物質蓄積の報告があります。

河川や沿岸域の生物多様性は、水質が浄化されても再生しにくい原因のひとつとして、汚染された底質の存在が考えられます。また、底質（水底の堆積物）がどうやって、どのくらいの時間を経てできたかのかを理解しないで、均一なものとして浄化対策を検討すると、時間と費用を要するばかりで成果があがらないことや、周辺環境への汚染拡大も懸念されます。このため、時間軸と移動性を考慮した汚染分布の把握とそのシステムの解明が計画検討項目として必要と思うのですがいかがでしょうか。

以 上

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 淀 | 026 | 大阪府狭山市 松下 宏幸 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

1、淀川部会

2、 -2-10 および 16、「高水敷の適正な利用について」以上に述べられていることについての意見。

私は、大阪自然環境保全協会の、自然観察インストラクターとして、1 / 月、淀川右岸の十三野草地区で、自然観察会のボランティアを、5 年前から続けております。

このあたり、冬場にはカモ類を中心とした、数十種類の野鳥が集い、ハヤブサ、チュウビといった猛禽類も飛来します。また、干潮時に出現する干潟には、数種類のカニ類が生息し、ハマガニなど、希少種も見られます。

野草地区には、トノサマバッタ、マツムシ、カンタンなど、多くの昆虫が見られ、さらに、梅雨の時期に出来る水たまりには、コガムシなどの水生昆虫、ホウネンエビ、カイエビといった、水田生の生物も見られます。

シマヘビ、クサガメといった爬虫類、イタチなどの哺乳類も生息します。これら多くの生物が生息できる自然環境が、梅田と十三の繁華街の間に残されていることは、きわめて貴重なことといえます。

聞くところによれば、ここの野草地区をも、グラウンドにして欲しいという要望もあるようですが、どうかそのような暴挙だけは止めていただきたい。

豊かな自然とは、遠くにあるものでなく、こんな足元にもある、ということを、伝えていくためにも、ここの自然を守っていただきたい。

ついでながら、その下流側に設けられている、「摘み草園」なるものは、無用のものと考えます。本来、そこにはない園芸植物を植えることは、花粉媒介昆虫を野生植物から奪い、受粉が出来なくなる恐れが出てきます。また外来帰化植物の逸出を招き、その生態系を崩してしまう可能性があります。

以上の点から、いわゆる「公園」化も避けていただきたい。

繰り返しますが、梅田と十三の繁華街の間に残されているこの地区は、野生生物にとっては都会という砂漠に出来た、オアシスといって過言ではありません。

| | | | |
|---|-----|----------------------|-------|
| 全 | 027 | 徳山ダム建設中止を求める会 近藤 ゆり子 | NPO 等 |
|---|-----|----------------------|-------|

先日、関西の知人から「淀川水系流域委員会中間とりまとめ」の冊子が送られてきました。読ませて頂いて大変励まされました。

河川について私たちが日頃から考え、感じていることを明快に語ってくれた、という思いです。整備計画の方向性（特に利水、治水・防災、環境）、計画策定のあり方、整備計画推進のあり方についての提言は全国の河川に応用できる普遍的なものです。

徳山ダムは木曽川水系水資源開発基本計画に位置づけられたダムですが、1970年代初期の水需要予測は現実とかけ離れており、2007年完成後も水が使われるあてが全くないダムです。それなのに「水資源開発計画は超長期的に考えなくてはならないもので、（何十年か先の）将来に必要なともしれない」「近年渇水が問題になっている」として建設が強行されています。しかし「『使いたいだけ使える量を供給する』『渇水は絶対に避ける』ことを前提に、需要側からの要請に応じ、積み上げ方式に基づいて行われてきたこれまでの水資源開発から、利用できる水は有限であることを認識し、節水行動を進め、渇水のある程度受容することによって、流域全体の水需要そのものの管理へと転換する」（- 1 - 8）方向に向かえば、徳山ダムが必要ないことはもちろん、長良川河口堰のゲートを上げることもできます。

地元自治体では「揖斐川の安全のために徳山ダムは必要不可欠」と住民に説明しています。しかし揖斐川最上流部の巨大ダムでは水害は防げないと私たちは感じています。「徳山ダムが完成すれば揖斐川は安心」「徳山ダムが出来る前には何の対策もとれない」とする行政の怠慢が、過日の6号台風での浸水被害をもたらしたと思います。「ダムによる洪水調節は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない」（- 2 - 11）「ダムは、川の持つ上下流の連続性を大きく損なうものであり、またいったん建設されると、その環境等への影響は極めて大きくかつ不可逆的で、短期にそれを解消することは不可能である。そのため、既存のダム・貯水池についてあらためて検討するとともに、計画・建設中のダム・貯水池については・・・見直しを行うこと」（- 1 - 15）という考え方が全国の河川に広がることを願っています。

こうした提言をまとめて下さった流域委員会の委員の方々に敬意を表するとともに、答申の内容が、全国の河川で少しでも早く実現することを願ってやみません。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 委 | 028 | 大阪府茨木市 多本 恵俊 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

委員会中間とりまとめに対する意見

「1.現状とその背景」において貴委員会が、近代河川工法・河川行政の問題点を十分に抽出されており、また、これまでの行政内部で閉じていた河川行政とは異なり、幅広く市民からの意見を募集されておられることに感謝しております。以下に意見を述べます。

ダムという巨大なコンクリートの川を堰き止める構造物はもはや不要と考えます。水没する場所は総じて里山の環境を残すところであり、生態系の豊かな憩いのある場所です。さらに、ダムのための道路の付け替えや代替地の造成など、「環境に及ぼす影響は少ない」と結論付ける環境アセスメントは人間の思い上がりと言えないと思います。

「一度決定された計画を変更しない硬直的な川づくりから、・・・適宜見直しを行っていく柔軟な川づくりへ」(p5) 転換し、「計画中、建設中のダム、および既存のダムについて、・・・見直しを行う」(p15) べき時だと思えます。これは淀川水系として国土交通省所管ダムのみならず、大阪府が進めている安威川ダムももちろん、その対象として検討に加えていただき水系一体としての議論を進めていただきたいと思えます。

「子供達が川に親しみ、川に学ぶ機会の創出は重要である」(p14) という考えに全く異存はありません。昨年度から「安威川の自然を守るネット」では自然観察会を実施しています。飛来する鳥類、河川敷の植物や川の中の魚類・水生生物など幅広く子ども達が川を身近に感じることが出来るようなプログラムに取り組んでおります。安威川の中流域はコンクリート張りで排水路のようになってしまっていますが、そのような中でさえ子ども達の自然に対する好奇心は大きく、のびのび振舞うさまは、このような機会がとても少ないのではないかと、思わずにはいられません。水源となる森林から発し里山を流下する河川がダムに堰き止められることなく豊かな自然を残し、いつもその川に接することができるような施策が実施されることを願っています。

以上意見いたします。よろしくお願いいたします。

| | | | |
|---|-----|----------------|----|
| 淀 | 029 | 大阪府河内長野市 下川 智美 | 個人 |
|---|-----|----------------|----|

淀川部会 28 頁「4-5 新しい河川管理」について

淀川の上流から下流を見た時、上流では自然なままの状態が点在していると思った。河川環境を考える時、その周辺の環境も考慮する必要がある。水辺周辺は多くの生物が棲息しやすく、多様な生態系を作り出している。人の手が加わっていないところは人の活用が少ない為、動植物が多く存している。とはいえ、その環境に連続性がないと多様な生物が生存していくのは厳しくなる。少しでも河川空間に人が手を加えると、その様子は一変してくる。下流に向かうほど、人の活用は増え、需要が高まるほど環境や水質の悪化が見られる。

水は全ての生物にとって必要で、水辺は人だけでなく、他の生物にとっても棲み良いものだ。地域住民に川の存在をアピールする時には、河川環境のあり方や命の水の重要性を認識できる形で行う必要がある。綺麗な水を望むには、周辺の環境を考慮しなければいけない。水害や利水対策の為に施工される取り組みも安易で安価なものではなく、将来を見据えたものにして欲しい。人口の増加による、水や空間の需要の拡大も、その場しのぎの対策にならないよう、熟慮して対処して欲しい。

河川空間の利用にあたって、地域住民の声は無視できないと思う。けれど、その重要性を理解してもらえよう、働きかけが必要だ。虫への嫌悪だけで、鬱蒼とした草原や樹林地を嫌う人もいる。人の活用の少ない所には、ゴミの不法投棄や安全性への懸念がある。ヨシ原の保全の為にヨシ焼きも、その重要性が認識されていない為に、苦情が出てきたりする。

水上を走るバイクやボートに乗っている人たちも、何が影響しているのか認識していないかもしれない。善い事も悪い事も誰かが始めると連鎖的に、他の人も行う事はしばしばある。多くの人の意識改革は難しいかもしれないけど、一時的ではない持続した環境や水質の保全・管理をしていくには不可欠な事だ。

| | | | |
|----|-----|-------------|----|
| 琵琶 | 030 | 大阪府豊中市 川勝 威 | 個人 |
|----|-----|-------------|----|

琵琶湖部会中間とりまとめ (4) 利用面 page - 1 - 6

- 水上バイクは禁止されるべきであろう。

騒音もさることながら上水道資源としての観点から禁止されるべき。すでに大津市の上水道の原水中にその油成分が検出されていると聞く。

このような具体的な規制対象はこの「中間とりまとめ」の中にはっきりと明確に書くべきである。抽象的な表現は良くない。プレジャー用水面は淀川下流に限定されるべきであり、又海域でも可能である。淡水の方が海水で遊ぶより快適であるが、それはぜいたくの極みである。ヨット等エンジンを使用しない方法もある。琵琶湖汽船(機)による航行は法人でもあり、又大きな汚染になっていないと思える。最近の若者は公共財という考えが無い。

| | | | |
|---|-----|-------------|----|
| 淀 | 031 | 大阪府大阪市 玉木 瑛 | 個人 |
|---|-----|-------------|----|

淀川部会中間とりまとめ(020514版)

3-3 利用(1)~(3) ページ15~18

[全体の評価] 非常な力作。ここまでまとめた委員各位の努力に敬意を表します。高い理念と新しい視点、具体提案、なにより嬉しかった「市民感覚」の汲み上げ。あとは実行ですね。

[私の意見] 私の散歩エリアである淀川左岸・赤川～毛馬地区で現在、護岸関連工事が進行中である。今回の提言を、この工事(事後の自然再生計画と合わせ)に直ちに生かして欲しい。最終とりまとめにあたって、以下の追加・補正を希望する。私見の対象は該エリアに限定している。

水面利用 = エンジン駆動による一切の船舶・遊具の運航・使用を禁止すること。現在、流域自治体の間で、淀川大堰を開いて周遊船を運航させる構想があるやに聞くと、愚案というほかない。

水辺移行帯 = 実態に即した貴重な提言で、全面的に支持する。この基本ルールを、上記エリアでの工事にあたって、ぜひ厳正に適用してもらいたい。該工事が行われているエリアは、本来、低水敷とされてきたが、これまで無秩序な利用が行政によって黙認・放置されてきた典型例であろう。ここが自然生態系保全の上で重要な河川空間である、との認識が、淀川工事事務所には、はなはだ希薄である。今回の工事でも事前の植生調査すら行われなかった。

高水敷利用 = 提言を支持する。しかし一部の人や団体等による独占・排他的利用が横行しているのは、むしろ低水敷においてである。どちらにせよ、これは管理側の怠慢ないしは体制不備によるもので、よほどの意識改革と第三者チェック機構がないかぎり、折角の提言も空文となろう。なお高水敷における駐車場の新・増設は一切、認めない旨 明記するよう強く求める。

汽水域 = 汽水域の独自性を尊重するのは当然。だから、その上流部分(つまり淀川大堰より上流の水域)と「混合・混同」することのないよう注意を喚起する。大堰直近の上流水域はカモの飛来・休憩地であり、かつ自然回生の手法を誤らなければ、コアジサシおよびシギ・チドリ類の繁殖地として期待可能性のある環境である。ここに水上スキーやプレジャーボートが入ってきてはプチ壊しになる。付言するが、菅原城北大橋の下にある葦原は、秋にはツバメの一大集合地・ネグラになっており、このエリアの保護は、十三干潟のそれに劣らぬ意義を持っている。

不法居住 = 簡単に「排除する」で片付きはしない。彼らの労働意欲を生かして、清掃作業や自然観察報告を有給で委嘱するなどの方法を案出することが必要だ。経済的自立への支援にもなる。

[補足] 真に市民の意見を吸収するには新しいネットワークが必要。市民も千差万別であって、中間まとめにいう独占・排他的な河川敷の利用をしているのも市民。他人の迷惑

を承知のうえでゴルフの打ちっぱなしをしているのも市民である。素性をただと、意外やこれが町内会長だったりする。こうした「市民」が、どこにでもいる「ムネオ」を動かし、一方で「行政」はこれを利用するという構図が淀川流域にないとはいえない。指導的市民グループとして、川沿いにある各学校の教職員を組織化するのはどうか。川辺を「自然教育圏」とし、「総合教育」に結びつける具体手段だ。

| | | | |
|---|-----|---------------|-------|
| 淀 | 032 | 淀川自然観察会 和田 太一 | NPO 等 |
|---|-----|---------------|-------|

1. 淀川部会

11 ページの洪水災害対策の1)河道についてだが高規格堤防(スーパー堤防)は推進されるべきとあるが、現在城北ワンド地区で行われているようなスーパー堤防を芝生で養生するのはやめてもらいたい。それこそ「人工的・固定的・不連続的な河川」ではないのか。「自然的・変動的・連続的な河川」への転換を行って行くのならば芝生で養生するのではなく自然に野草が育ち本来河川の堤防が持っていたような草むらを復元するようにすべきである。現在では帰化植物がはびこってしまう可能性が高いが芝生よりはマシである。その分人間が生態系の監視を細かく行い淀川の在来植物が生育できる環境へ導いてやれば良い。他の場所から植物を移入する事は生態系をかく乱する事になりかねないので行わないべきである。

22 ページのワンドの保全・復元・創出を行うとあるがまずは釣り人を何とかするべきである。ワンドはイタセンパラだけではなくカイツブリ・バン・カルガモなどの水鳥にとっても生活・繁殖の場所として重要である。現在のようにワンドの周りを釣り人がぐるりと取り囲み、マナーの悪いものはゴムボートでワンドの中にまで入って釣りを行っている。これでは水鳥たちの逃げ場がないではないか。新たにワンドを作るとしても釣り人を何とかしなければ意味がないと思う。

21 ページの 新たな有害物質についてだが、それをいうのならば早急に汽水域のヤマトシジミを分析するべきである。これだけ多くのシジミ採りが干潟に入りとって食べている物であるから有害物質が入っていないか分析し、検出された物質を広く世間に知らせる必要があると思う。

| | | | |
|---|-----|----------------|-------|
| 全 | 033 | 鈴鹿の自然を守る会 山口 博 | NPO 等 |
|---|-----|----------------|-------|

ダムを考え直す

かつては水と電気の必要に対する解決策として歓迎されたダムですが、多くの国における現代の評価は以前より下回っている「代償を上回る益があるという想定はそれほど確かなものではなかった」

今や世界には4万5000を越える超大型ダム（高さ15メートル）が存在するがダムの代償は多くの人がかつて想像していたよりも大きいかもしれないという事を示唆する調査が増えつつある。主な代償は世界の水系の60%が損なわれた事です。ある誌は次のように指摘しています。「生態学的に言っても河川は攻撃を受けている、水を抜き取られ、水路を変えられ、汚染され、せき止められ、世界の淡水生態系が悪化することになった。世界の河川の半数以上がそれぞれ少なくとも一つの大型ダムによってせき止められているので河川の生態系はダムによって大きくかく乱されてきた、琵琶湖を取り巻く河川にしても同じ事がいえる。現在9ヶのダムがあり、又新たに8ヶのダムの計画がなされ、もはや完成したダムや工事中のダムもあり、又、アセスメントしている永源寺第2ダムのようなものもある。ダムによって様々な問題が浮き彫りになっているにもかかわらず、ダム建設が進行する国のあり方に大きな疑問を感じる。

日本が戦後目標にしてきた米国もダムの評価に関する見方は変わってきた。

例えば、総数7万5000と膨大な数の大小のダムが国土の河川に散在している米国は今やダムの廃止及び取り壊しの世界のリーダーとなっている。世界銀行もダム建設計画への融資を減らしているとの事である。そんな中、日本がなぜいつまでもダム建設に前向きなのか？世界が変わってきているのに日本がなぜ変えられないのか？いや、変わろうとしないのか？本来の川のあり方をもう一度考え直し、ダムのない清流をと願う思いがする。

20世紀は人間があまりにも自然を破壊して来た。21世紀は人間が自然を守り育てる世紀にしなければならない。

大自然のめぐみの水をきれいに未来につなぐのが我々に今、あたえられた義務である。

| | | | |
|---|-----|--------------|----|
| 委 | 034 | 大阪府摂津市 如南 道春 | 個人 |
|---|-----|--------------|----|

中間とりまとめにあたって

(3) 長期的な視点を含めた検討(- 8 ページ)

現在より 20～30 年後の社会はどのようになっているのでしょうか？

委員会の先生方は、昭和 30 年以前にご活躍の方が多く、この環境を幾分でも復元させようと考えておられると思います。しかし 30 年後といえますと社会の中核は、昭和 50 年(1975 年)以降に生まれた方が殆んどで考え方も変わると考えます。

琵琶湖の水が汚染されましたのは、沿岸に工場と人口の誘致、農業人口の減少による農薬の使用、高速道路の設置と自動車の増加、IT 化と TV の発達、外食産業とスーパーの発展等、世界第二の金持ち国を旨とした結果と考えます。

それ故、中間とりまとめに記載の変革は、必要と考えますが、後にもどらぬこともあります。30 年後の社会を想定し、例えば浸水対策であれば、浸水地域に家屋を建設する場合、0.5～1.0m 盛土すること、都市の地下街の入口には 1～1.5m の堤防状のものを作ること等、許容すべきことは許容すればどうかと考えます。あまりにも正論ばかりですと画餅になる恐れもあるかと考えます。

| | | | |
|---|-----|-----------------|-------|
| 全 | 035 | 大阪弁護士会 会長 佐伯 照道 | NPO 等 |
|---|-----|-----------------|-------|

淀川水系流域委員会「中間取りまとめ」に対する意見書

【意見の要旨】

淀川水系流域委員会は、その「中間とりまとめ」の中に、以下の内容を盛り込むべきである。

- 1．河川管理者は、現行の治水計画の前提となっている基準（基本高水流量、計画高水流量等）及び利水計画の前提である水需要予測について、流域住民らが議論に参加できるように、その基礎資料や設定手法に関する資料を全て公開し、住民参加のもとで、その手法及び設定値の妥当性につき再検討を行うこと。
- 2．河川管理者は、河川整備計画策定にあたっては、第1項の見直しを含め既存のダム計画を再検討し、ダムに依らない治水計画案を含む複数の案を提示した上で、住民参加による議論を行うこと。
- 3．河川管理者は、ダムの与える影響の重大性、不可逆性に鑑み、以上のような検討がなされるまでの間、計画中及び建設中のダム建設事業については一旦凍結すること。
- 4．住民参加のあり方としては、治水、利水、環境その他の分野に関し専門的な知識のない者に対しても、当該争点の対立点（判断における分岐点）を容易に認識し判断することができるよう工夫すること。特に、NPO に対しては、できるだけ多くの NPO に対し、意見を諮問し、これを基に具体的な対話を行うこと。

【意見の理由】

第1 はじめに

1 淀川水系流域委員会が設置された経緯

(1) 平成9年度の河川法改正によって、国土交通省は、河川を管理するについて、「河川整備基本方針」(以下「基本方針」)と「河川整備計画」(以下「整備計画」)を定めなければならないと、また整備計画の案を作成するについては、学識経験者の意見を聞かなければならないものと定められた。

整備計画には、今後20年乃至30年間の具体的な河川工事の内容が定められることになっており、最も大規模な河川工事であるダム建設も整備計画の中で定められる。

河川法が、このように改正された背景として、これまで河川はもっぱら治水(洪水防止)、利水(水資源の開発)の対象としてのみ扱われ、環境という視点は全く無視されてきたこと、治水・利水は河川管理者が行うべきことであり、流域住民の意見を河川行政に反映する必要はないとされてきたこと、他方において、ダム建設は環境に対する重大な負荷と認識されるようになったこと、長良川河口堰問題を直接の契機として、これまでの河川行政のあり方、特にダムや河口堰などの大規模構造物の建設に関し、手続の透明性や計画の合理性などについて国民から大きな批判が寄せられ、河川管理者は重大な反省を迫られたことなどを上げることができる。

(2) 淀川水系流域委員会(以下「流域委員会」という)は、上記の河川法改正をふまえて、近畿地方整備局が淀川の整備計画案を作成するについて、これに対する学識経験者としての意見を述べることを目的として設立されたものである。

そして、淀川の整備計画原案には、丹生ダムその他のダム建設計画が含まれるものと予想されるところ、上記の河川法改正の経緯と趣旨からすれば、流域委員会の任務の眼目は、治水・利水及び環境の視点からダム建設計画に対する意見を述べることにあると考えられる。

2 本意見書の目的

本意見書の作成者(大阪弁護士会)は、同会の公害対策・環境保全委員会を中心として、これまで河川行政のあり方について問題意識を深め、主として環境保全と住民参加の視点から河川行政に対する積極的な提言を行ってきた。

今般、流域委員会は、整備計画原案に対する基本的な考え方を取りまとめた「中間とりまとめ」を作成した。本意見書は、上記の問題意識に基づき、「中間とりまとめ」に対する意見を述べることにより、もっと適切な整備計画原案の策定に資することを目的とする。

第2 河川とダム

1 河川の役割

河川は、「中間とりまとめ」でも指摘されているとおり、山と海を結ぶ回廊としての機能を担っている。

具体的には、山を侵食して土砂を下流に運び、これを河口に堆積させて、海辺の砂浜やさらに長い期間で見れば平野を形成するという役割であり、あるいは、流域に降った雨水を集めて上流から下流へ流し、海まで運び、蒸発作用によって再び雨水になった水を集めて流すという水循環の回廊としての機能もある。

さらには、河川を流れる様々な無機物、有機物が生物の餌となり、その生物がさらに他の生物の餌となるという食物連鎖を通じて循環し、下流に流れたものが魚類の遡上や鳥類によって再び上流に運ばれるという仕組みを通じて一つの自然生態系を形成する場となっている。

2 ダムの弊害

ところが、ダムが建設されると、その工事自体が直接的にダム計画地とその周辺の清流や渓谷といった自然環境を破壊する。また、ダム計画地を棲息の場とする動植物、鳥類の棲息域を破壊し、その周辺の生態系にまで悪影響を及ぼす。

例えば、ダム建設工事そのものによる土砂の流出により、直接的に河川の水質の汚濁化を招き、河川がもともと有する希釈、酸化、沈降、生物分解等による自浄作用のメカニズムを破壊して、河川の水質汚濁化を招く。

また、ダムは、河川の土砂の流れを断つことにより、ダム上流では土砂の堆積による河床の上昇、ひいては洪水水位の上昇や洪水範囲の拡大をもたらす。ダム下流では河床の低下とともに海浜への土砂の供給の減少から海岸の浸食をもたらす。さらに、ダム上流部から流掃してきた土砂をダム湖に沈積させて堆砂問題を引き起こす。ダムは、もともと、設計時には計画堆砂量を想定し、100年という使用予定年限が定められているが、実際の堆砂量は計画堆砂量を上回る例がほとんどであり、使用予定年限が来る前にその機能を喪失してしまう可能性がある。

ダムは、水流を遮断し、魚類等の遡上をほとんど不可能にして、上流から下流まで一体となった河川の生態系を破壊する。また、ダムは、それを境にして下流の水温の上昇または低下をもたらすから、その変化によって自然の生態系に影響を与える。水質の汚濁化による生態系の破壊もある。

このように、ダムが河川の生態系に与える影響によって河川に棲息する生物の種が減少し、豊かな生物相が失われる。これによって、また自浄作用が失われ、さらに水質の汚濁化を招くという悪循環に陥ることになる。

以上のように、ダム建設による影響は甚大であり、しかもこれらの影響は、不可逆的である。一旦ダムが建設されると、原状を回復することは不可能である。

3 ダムは真に必要なか

(1) ダムは、従前、治水・利水といった目的をもって建設されてきたところ、このような目的のために建設されるダムが、前述のようなダムの弊害を越えるような目的に適った利益を社会にもたらすのであれば、その建設もやむを得ないかもしれない。

しかしながら、問題は、上記目的にとって真にダムが必要なものであるのか、その

必要性について民主的かつ科学的に厳格な検討がなされてきたかである。

残念ながら、このような厳格な検討はこれまでなされてこなかったというのが我々の結論である。

- (2) 例えば、現在の治水計画は、河川砂防技術基準(案)に拠って策定されている。同基準は、各河川における計画の規模、例えば200年に1回、100年に1回といった確率の洪水に対処できることを念頭において、いわゆる基本高水、計画高水を決定し、これに基づいて治水計画を策定することとしている。

ところが、この確率規模の考え方や基本高水、計画高水の設定について、それらが適正、妥当なものであるのかどうか疑問が出されている。すなわち、これらの数値等の設定については、民主的かつ科学的な検討がなされておらず、真に適正な基準に基づいて治水計画ひいてはダム建設が進められてきたかどうか問題視されているのである。

また、従来の水資源開発行政においては、水需要が将来にわたって増大するという予測のもとに、その増大分を確保する必要があるということからダム建設を行ってきた。

しかしながら、多くの水需要予測については実績がそれらを下回っている。そして、従来の水需要予測は、将来における水需要の増加について極めて過大な数値を設定してきたのではないかと疑問が呈されている。

- (3) 国土交通省(元建設省)は、平成7年度から「ダム等事業審議委員会」(以下「ダム審議委員会」)による見直し(以下「ダム審議委員会方式による見直し」)を開始し、平成10年度からは「公共事業の再評価実施要領」に基づく見直し(以下「再評価実施要領による見直し」)を開始した。

しかしながら、これらの見直しは、いずれも事業官庁が設置したり或いは自ら見直しを行うという点において、そもそも中立性と公正さに問題があり、また実際に見直しを行う委員(ダム審議委員会、評価監視委員会とも)の選任手続も、偏頗的或いは不透明であり、見直しの手法としても客観的かつ科学的な見地にたったものであるとは評価しがたいものであった。さらに、見直し手続に住民意見を反映させる制度的保障も、全く無いか、無いに等しいものであった。

このように、既存の見直し手続は、公正かつ中立な観点から、住民参加のもとに事業の必要性や合理性等について、客観的かつ科学的に事業の見直しを実施したとは評価できないものである。

公共事業は、どのような事業も、国民の財政的負担において、真に豊かな国民生活を実現することを目的とするものであり、ダム建設等の事業においても、全く同様である。従って、ダム建設事業についても、その事業の必要性があるか、更に必要性があるとしても、その事業が弊害を越える利益を社会にもたらすといった合理性を有するかの検討を、民主的かつ科学的な手続において行うことが必要である。

特に、ダム建設事業については、長期化するケースが多く、その過程で社会状況や経済状況は変化していくから、事業計画策定時だけでなく、事業計画策定時から一定

期間ごとに、事業の必要性、合理性などの観点から見直しを実施し、事業の中止も含めた検討を行うことが必要である。

国土交通省（元建設省）が、ダム建設事業について、ダム審議委員会方式による見直しや再評価実施要領による見直しを開始したのも、このような認識に基づくものであるが、前述のように、これらの見直し手続は適正なものとは言い難く、むしろ事業者の結論を追認するだけの手続になってしまったというのが実情である。

(4) 以上の点をふまえ、本意見書においては、ダム建設事業の是非について、判断の枠組みを提示する。

まず、治水計画の前提である基準（基本高水、計画高水等）や利水計画の前提である水需要予測等につき、その妥当性が科学的、民主的に検討されなければならない。河川管理者は、ダム建設の必要性に対する上記疑問を払拭するだけの十分な資料（基本高水流量や計画高水流量並びに水需要予測等の基礎資料や設定手法に関する資料）を公開し説明を行う必要がある。

その中で、既存のダム計画を見直し、まずはダムに依らない治水計画を提示する必要がある。そして、その他の代替案の検討も含めた議論が、住民参加のもとでなされなければならない。この代替案の検討においては、自然環境に与える影響を最大限に考慮し、経済的な負担等の視点を含め多角的な検討がなされるべきである。

そして、前述したように、ダムの与える影響の重大性、不可逆性に鑑みれば、ダムの建設は慎重に検討されなければならない。以上の検討がなされない以上、現在計画中及び建設中のダム建設事業については、一旦凍結をすべきである。

第3「中間とりまとめ」に対し

1 現状認識について

(1) 委員会版「中間とりまとめ」は、「1. 現状とその背景」を概括的に整理し、当面の目標である「河川整備計画」を策定する上での「変革の理念」を掲げ、その理念を具体化するものとして、「基本的な視点」「整備計画の方向性」「整備計画策定のあり方」等を順次整理していくという構成をとっている。

しかしながら、この「中間とりまとめ」の現状認識は、全体として現状分析ないしは歴史的な分析を徹底せずして、理念を唐突に掲げている感がある。その叙述は、客観的・第三者的過ぎるものがあり、変革すべき「現状」を招いたのは誰か、そのような現状になるのをどうして回避できなかったのか、現状に対する異論が出ていたとすればその異論が何故反映されなかったのか、等について掘り下げた分析がなされていない。変革すべき「現状」を形成した政治的、社会的、経済的要因を具体的に分析し、河川行政の具体化のいかなる段階で変革すべき「現状」に向わせる分岐点があったのかということを経り出すことが重要なのである。さもなければ、せっかく変革の理念を掲げても、その理念は十分な現状分析を踏まえない空疎なものとなり、理念の具体化の場面において、時々々の優勢な政治的、社会的、経済的勢力によってねじ曲げられることになりかねない。

(2) また、「中間とりまとめ」は、従前の河川工事が真に必要なものであったのか、その必要性或いは有効性について疑問のある河川工事がなかったのか、を検証するという視点を欠いている。

例えば、「1. 現状とその背景」において、「治水面では、人工的に洪水を調節する一方で・・・その結果、一定規模までの洪水に対して氾濫の頻度は減少した」とするが、その具体的な効果については、何ら触れてはいない。また、「利水面では・・・多くの水を・・・供給することが可能となった」とあるが、これについても、従前の水需要予測と現実とのミスマッチに対する検証がなされていない。

これまでに、あまりにも必要以上にダム・堰等を造ったのではないかといった疑問に対し何ら答えてはいないのである。

2 治水関連

(1) 治水計画の枠組み

現在の治水計画は、既述のように、1958年以来、「河川砂防技術基準」(1976年以降は「河川砂防技術基準(案)」とされている)に拠って策定されている。同基準は、各河川の計画規模、すなわち淀川であれば200年に1回程度の洪水に対処できることを念頭において、基本高水(ダムや遊水池などの貯留施設による調整がなければ自然に流下することになる洪水量)、計画高水(計画対象規模の洪水、すなわち基本高水が発生した場合、ダムなどで計画一杯に貯留調節されたのちに下流の河道地点を通過する洪水量)を決定し、これに基づいて治水計画を策定することとしている。ここでは、上流のダム群でまず洪水流量が調節されることが当然の前提とされているのである。

(2) 治水において議論されるべき内容

前述のとおり、平成9年の改正により、河川法の目的には従来の「治水」「利水」に新しく「河川環境の整備と保全」が加えられた。この背景には、戦後、高度成長期以来のほんの数十年の間に、我が国のほとんどの河川がその渓流を破壊され、流量を減らされ、清流と豊かな河川生態系を失い、単なる濁水路と化してしまったことに対し、80年代後半頃から、その元凶が上流のダム群の存在であることが認識されはじめ、無駄なダムや河口堰建設に対する住民の反対運動が盛り上がったという世論の流れがあった。河川法改正は、従来の「治水」「利水」しか考えない河川管理の在り方に「河川環境の整備と保全」からの反省を迫る社会的意思決定だったのである。

流域委員会は、整備計画案に対する意見を言う改正河川法上の機関であるところ、そこで治水計画を論じるとすれば、従前の治水計画において、合理的な根拠に基づいた計画が立てられてきたか、河川環境保全を蔑ろにした行き過ぎはなかったか、ひいてはダムや堰の是非についての議論が期待されているのである。前記のとおり、現行の治水計画の枠組み(河川砂防技術基準(案))では、計画規模(確率年のかたちで決定)からまず基本高水を定め、これを上流のダム群で貯留して洪水調整し、これを前提として計画高水が定められる。従前の治水計画では、基本高水、ダム、計画高水の

全体が、治水システムとして機能することが期待されており、一体のものなのである。従って、従前の治水計画を見直すということは、ダムの要否の議論を避けて通れず、ダムの是非を問うことも、必然的に基本高水、計画高水の設定の合理性（設定手法や基礎数値の妥当性など）について検証する議論を避けて通れないのである。特に、現行の基本高水の決定方法については、不確定要素が介在することが避けられず一義的・客観的にその数値を決定することはできないとの指摘があり、その合理性について検証が必要である。

なお、改正河川法では、基本高水や計画高水は河川整備基本方針で定められ、流域委員会は同基本方針の下位計画である整備計画にしか意見が言えない関係となっているが、本河川管理者の態度は、基本高水や計画高水についても流域委員会の意見を反映して策定するものと表明しており、これらを議論するについて支障はないはずである。

（３）中間取りまとめについて

今回の中間とりまとめ（委員会版）では、「４－１（１）洪水防御の基本的対応」として、従来の「目標とする洪水流量に対して無害とすることを目指し」た政策から、「ある程度の越水を想定する必要がある」これに対応した社会制度上の対応上の検討が必要と考えられる」方向へと、治水理念の基本的転換を謳ったことは、前述の河川法改正の趣旨に添うものとして大いに賛意を表したい。

しかしながら、他方で具体的な整備内容となると、「施設による対応」として「洪水処理についてはそれぞれの地点で洪水処理目標を設定し、河道改修、遊水池、ダム等の対策を検討する。」（１０頁）として、河川法改正の契機となったダム等について特段の反省も無いようであり、従前の治水計画の基本マニュアルであった河川砂防技術基準（案）と基本高水および計画高水については、まったく触れられていない。抽象的な理念転換は謳うものの、現実の河川整備内容は従前どおりということになりかねない。なお、ここで「それぞれの地点で洪水処理目標を設定」というのは、計画高水を長期目標としたうえでの当面数十年の中期目標値の設定ということになるが、これも従前どおりの計画高水を前提とする点で目新しい施策とはなり得ないし、かえって計画高水が達成できなくとも、同洪水処理目標をクリアしていれば堤防整備は「完了」ということになりかねない。

確かに、基本高水や計画高水をどれだけ高く設定しようとも、超過洪水のおそれは絶無にはなり得ない。「目標とする洪水流量に対して無害とすることを目指し」た従前の政策は、その意味では不可能の追求であった。しかし、そのことは、基本高水や計画高水についての議論が無意味であることにはならない。従前の治水目標に行き過ぎがなかったかといった疑問は、すなわち基本高水の設定値の算出の不合理性、ひいてはその設定値が高すぎるのではないかということの意味するからである。前述のとおり、改正河川法の趣旨は、環境の観点から従前の治水計画に反省、譲歩を迫るものであるが、これを具体的に議論しようとするれば、まず、そもそも基本高水や計画高水の設定が合理的な算出根拠に基づいてなされているか、むしろ高すぎる数値を設定して

いないか、といった議論がなされ、その上で河川環境保全との折り合いを付ける基本高水や計画高水はどの程度であるか、といった議論を行わざるを得ないはずである。例えば、脱ダム宣言で有名になった長野県の治水・利水ダム等検討委員会でも、基本高水・計画高水等の議論がなされた上で、「ダムを建設せずに河川改修を行う」案を答申している。

(4) 流域委員会が提言すべきこと

基本高水や計画高水の議論は専門的であるが、決して素人に理解できないものではない。多くのダム反対住民運動では、素人である住民が、河川管理者を向こうに回して基本高水や計画高水の議論をしているのである。ただ、そこでは、しばしば必要な基礎資料が公開されない。流域委員会は、基本高水や計画高水の設定値等を決める委員会ではないが、河川管理者に対し、基本高水や計画高水の設定手法並びにその根拠（実績降雨などの基礎資料や算出の過程、カバー率など）について、素人にも判りやすい情報公開をすべきこと、基本高水や計画高水の検討にあたっては住民意見を反映すべきこと、などを提言すべきである。

また、その基本高水や計画高水の検討に際して、それは前述のとおり、従前の治水計画に環境保全の観点からどの程度の譲歩を迫るかというものであるから、その基準を理念的に明示すべきである。特に、ダム・堰については、前述のとおり河川法改正の経緯において、河川環境破壊の最たるものとして社会的に認識された治水施設である。治水施設としては、他に、堤防、護岸水制、床止め、などがあるが、これらに比べてダム・堰、は河川流水を分断し、河川環境にとって基本である上下流の循環を阻害する点において、他の治水施設とは比較にならないほどの河川環境への影響を生じさせる。よって、『ダムの建設は、やむを得ない治水の必要がある場合で、かつ、他に同様の治水目的を達することの出来る手段のない場合に限られる』、あるいは、『同じ治水の必要がある場合の治水施設の選択順位としては、ダム・堰の建設は最下位とする』など、安易にダム・堰の建設をすすめ、その必要性として治水が持ち出されてきたことに対する反省が明示されてしかるべきである。この点に関し、淀川部会版が「ダムによる洪水調整は、自然環境を破壊する恐れが大きいため、原則として採用しない。」（11頁）としていることについて、大いに評価したい。

そして、以上のことを整理して河川管理者に対して具体化な策定方法として提言するなら、それは河川整備計画（基本高水と計画高水の策定を含む）の策定において、計画アセスメントの実施を求めることになる。具体的には、基本高水と計画高水の数値を含めた治水計画の複数代替案の住民への提示を河川管理者に求めることである。

特に、ダム・堰との関連において議論されるべき内容は、

- ・そもそも、現在決定されている各河川の計画規模が妥当か、すなわち、200年確率の設定が必要かどうか。
- ・現状の基本高水と計画高水の設定値は、河川砂防技術基準（案）に則っているか、例えば、カバー率が必要以上に高く設定されていないかどうか。

建設中止となった紀伊丹生川ダムの場合は、紀ノ川流域委員会において、住民

- 側から河川管理者の治水上の必要論は同基準に違反していると指摘されていた。
- ・現状の基本高水と計画高水を前提としても、ダム・堰によらない洪水処理は可能か。
 - ・現状の基本高水と計画高水に対してダム・堰を建設しないとした場合に、予想される越水の具体的状況（箇所、越水量、浸水範囲など）

などのレベルが考えられるが、これらを考慮した評価項目に基づく複数代替案の比較検討によってはじめて、基本高水と計画高水の在り方とダムが真に必要であるか否か、超過洪水への対応の必要、などが素人にも判りやすく示されるものとする。

流域委員会が、越水の可能性を前提に超過洪水への対応として、「ソフト面の対応」や「土地利用のあり方」などを提言されていることは、大いに賛意を表するものであるが、これらは現状の基本高水と計画高水の見直し、計画中あるいは既に在るダム・堰の治水上の真の必要性、が十分に議論されてはじめて、その意義が社会的に理解され、受け入れられるものとする。

3 利水関連

- (1) 従来、河川は、単に水資源の供給源として捉えられてきた。人々は、水を使いたいだけ使い、使い捨てにし、特に戦後の高度経済成長期には都市用水、工業用水の需要の激増に応えるために、日本中に次々とダムが建設され、本意見書第2に述べたような弊害をもたらし、水の循環を断ち切り、河川の荒廃を招いた。

この度の「中間とりまとめ」は、このような過去の反省に立ち、水が有限であるとの認識に立って水の需要を管理しようとする考え方を導入している。

この「水を有限な資源として認識し、要請される需要への対応を主眼とした利水のあり方から、水の需要を管理するという考え方を導入していくことが重要である。」(委員会版11頁)という転換の方向は、評価されるべきである。

- (2) その上で、中間とりまとめは、水需要予測の見直しについて触れている。

水資源行政は、従来、将来の水需要予測を立て、これを確保するためのダム建設等の水資源開発を実施するというやり方で行われてきた。しかし、実際の水使用実績は、これらの予測を下回ってきており、特に1970年代以降は、水需要の伸びは鈍化し、今日では水需要の大幅な増大は考えられない時代になっている。それにもかかわらず、従来の高い伸び率をもとに需要予測を行っており、水需要予測と水使用実績は大きくかけ離れたものとなっているのが現状である(詳細については、後述参照)。

中間とりまとめは、「現状では各事業主体による要請を単に積み上げて流域全体の需要を考える方法になっており、今後は、水需要予測について見直しが必要と考えられる」(11頁)としているが、そもそも、まずこの水需要予測に関する見直しの必要性について、何故必要となるのかを詳しく検証すべきである。

上記のような現状をふまえて水需要予測の見直しの必要性を指摘するのであれば、何故、従前の水需要予測と現実の使用実績との間にミスマッチが生じたのか、その原因を徹底的に検討しなければならない。その上で、水需要に対する科学的、合理的手法に基

づく検証と需要管理という観点に基づく検証を行い、現在ある利水量を前提として、水資源開発の必要性が改めて検討されなければならない。例えば、淀川部会は、「上水道、工業用水、農業用水、発電用水の使用実績を正確に把握したうえで、科学的合理性を持って説明できるような水需要予測を行う。」(淀川部会版14頁)としているが、従前のミスマッチに対する原因の追及の姿勢に欠けている。

さらに、現実には生じているという渇水の対策についても、安易に水資源の開発が必要であるとの結論に至るのではなく、過去の渇水の原因として何が考えられるのか、放流のルールに問題が無かったか、水利権の調整がなされたことがあるのか等についても、検討する必要がある。

このような点を基にして、今後これ以上の水資源開発事業が真に必要なのかどうかを検討されるべきである。また、変化するライフスタイルに対応するためにも、数年ごとに水需要予測を検証し、修正するシステムの導入が不可欠である。

- (3)ところで、社会・経済情勢が変化してきている現在、河川ひいては水は公共のもので、かつ循環するものであり、新たな水需要に対してはその必要性も十分吟味しながら、合理的に調整・配分し、節水循環型の地域社会を作っていく視点から、水利権の合理化・見直しを図られるべきだが、「中間とりまとめ」にはこの点についての記載が不十分である。

許可水利権に基づく水利用については、流水占有許可の審査、占有許可更新の審査において、適正な必要取水量が確定できないまま、実際の取水量から乖離する取水量で許可・更新されている事例が報告されている。慣行水利権に基づく水利用についても、取水の実態が把握されていない例が多い。河川の水利用の適正な管理のためには、許可申請者に使用水量の算出根拠資料等を規定どおりに提出させる等、実際の取水量の把握が不可欠である。

さらに、有限な水を有効に活用するためには、利害関係者と河川管理者との間において、日頃から水使用実績や三井用水の状況等利本情報を共有するようにつとめ、未利用水がある場合の用途間転用を推進していくことが重要である。

- (4)このように、水需要予測が適正に見直され、かつ、節水対策、流水の合理的活用、雨水、地下水、下水・雑排水の再利用等その他の水資源の利用が積極的に進められるならば、新たな水資源開発事業の必要性は乏しいのではないだろうか。

中間とりまとめは、もう一步踏み込んでこの点を明言してもよいのではないか。

本意見書第1に述べたとおり、淀川流域委員会の任務は、治水・利水及び環境の視点からダム建設計画に対する意見を述べることであるが、利水の面からはその必要性はないに等しく、むしろ、森林の保護、育成等環境面への配慮が、河川の再生ひいては豊かな水の享受に不可欠である点を指摘すべきである。

4 計画策定のあり方、計画推進のあり方

(1) 計画策定のあり方

住民意見の反映

河川の管理については、住民の間においてもさまざまな視点で捉えられ、多様な意

見が寄せられるところ、計画策定にあたっては、これら住民の意見を反映させるべく、さまざまな立場の人々の幅広い意見を聴取しなければならない。

この点については、中間とりまとめにおいても指摘されているところであるが、問題となるのはその具体的な方法である。中間とりまとめにおいても、若干、例示されているが、その方法については確立されたものはなく、これらに加えて、多様な方法を試みることによって、多様な住民意見を吸い上げるよう努力すべきである。

特に、治水、利水においては、計画案によって不利益を被る特定の流域住民が出てくる可能性が大きい。このような不利益を被る特定の流域住民に対しては、個別に（サンプリングすることはやむを得ないが）意見を聴取することが必要と考えられる。

また、個々の住民からの意見聴取には限界があると考えられるところ、一定の意見を集約した形で持つ NPO からの意見聴取を重視すべきである。

さらに、住民意見の反映という点については、流域住民において、重要かつ深刻な意見対立が存在する場合には、関係流域住民全体に対して直接意見を問う住民投票の実施も排除すべきでない。

関係行政機関などの意見の反映

河川整備計画の決定にあたっては、河川法 16 条の 2 第 5 項にあるように「あらかじめ、政令に定めるところにより、関係都道府県知事または関係市町村長の意見を聴かなければならない」とされている。

本来、河川整備計画自体が、流域住民の権利に重大な影響を及ぼすものであるから、流域住民の理解と承認が必要とされるべき事項である。他方、関係自治体の首長の意見は、間接民主制のもと、一定の流域住民の意見を反映するものと解し得るところである。このような性格を考慮すると、河川法では、計画決定の前に、首長の意見を聴取する形をとっているものの、計画策定のプロセスにおいて、適宜、意見を聴取すべきである。

計画アセスメントの実施

はじめに、計画案ありきという形での進行に陥らないためにも、当初より、住民意見などを踏まえて、代替案を設定することが肝要である。この場合、中間とりまとめで述べられているように費用対効果、環境への影響、社会的影響、実現可能性など、さまざまな角度から検討が加えられるべきである。

そして、既述のように、その必要性の議論を踏まえ、例えば自然環境保全のためには「何もしない」という選択肢も考えるべきである。

情報の開示

計画策定に関する情報を包括的に提示すべきことは、住民からの意見聴取に際しての当然の前提である。

情報の開示にあたっては、情報を包括的に開示するとともに、前項のように多面的な評価を加えた上で、計画案（代替案を含む）のメリット、デメリットを明確にすることに留意されなければならない。

このように、計画策定のプロセスを通じて、透明性を高め、住民の意見が反映できるような制度作りが求められる。

以上により、中間とりまとめにおいては、計画策定のプロセスをガラス張りにし、広範な住民意見を聴取する方法を数多く用意し、NPO などを通じて意見聴取する方法を検討すべく配慮すべきである。

住民意見の聴取方法として、試行錯誤のもと、節目、節目での意見書の募集、説明会、公聴会、聴聞会の開催を実施し、アンケート、インタビューなどの手法をもって、様々な流域住民を対象に行うことを求めるべきである。

また、NPO に対しては、計画策定にあたって意見を諮問し、これを基に具体的な対話を行うことを検討すべきである。

さらに、関係行政機関からの意見聴取では、関係都道府県知事または関係市町村長は、議会に諮った上で、計画案に対する意見を表明することが、望ましい。その場合、計画案の原案の段階で、意見聴取することはもちろんのこと、一歩進めて、代替案を含めた当該計画案の賛否を明確に求めるべきである。

次に、情報開示の際の留意点として、住民に対してわかりやすい情報を提示するという意味で、治水、利水、環境その他への影響について、専門的な知識のない者に対しても、当該争点の対立点（判断における分岐点）を容易に認識し判断することができるよう工夫すべきである。

また、計画案の実施によって個別具体的に不利益を被る可能性のある特定の流域住民に対しては、積極的に情報の提供を行うべきである。

さらに、情報の開示の時期についても、時機を失することなく、常に、意見を聴取する前に実施されなければならない。

（２）整備計画推進のあり方

河川整備計画においては、治水、利水、環境の各々の観点から、これらを具体化すべく事業計画が盛り込まれることが予定されている。これら事業計画については、計画策定段階において、その必要性、許容性、相当性などを多角的に検討し、決定されるべきことはもちろんのことであるが、決定後についても、常に計画を見直す姿勢を堅持し、必要があれば、柔軟に変更さらには中止を決定することが重要である。

従来、公共事業については、社会時勢の変化や国民の意識の変化から見直すべきであるとの意見があるにもかかわらず、動き出したらとまらないものとして、問題視されてきた。一度、事業計画が決定されるとその後、状況の変化などにより、必要性、合理性を欠くと判断される事業についても、見直しが行われず、問題が指摘されつつ、事業が継続されるケースが少なくない。しかしながら、このような合理性のない事業については、近時、行政内部からも是正勧告される状況となっている。

このように、事業計画決定後においても、その事業の合理性などをチェックする制度を確立すべき状況になっているものと認められる。

昨年７月に総務省が行った「水資源に関する行政評価・監視」及び「同行政評価・監視結果に基づく勧告」は、水需要の実態を踏まえ、水資源開発基本計画の策定状況

などを調査し、関係行政の改善に資するために実施されたものである。ここで報告されているところによれば、水道用水、工業用水ともに現行計画（水資源開発計画）における需要見通しと需要実績との乖離状況は直前計画におけるよりも縮小傾向にあるものの、需要見通しと需要実績が乖離していることが明らかにされている。このことは、直前の計画における需要見通しと需要実績との間に乖離があるにもかかわらず、十分な見直しもないまま、現行計画へ移行したということを示すものである。

すなわち、総務省行政評価局作成の報告書によれば、淀川水系における水資源開発基本計画（通称「フルプラン」）の第 次計画（昭和 56 年～昭和 65 年）の工業用水の需要実績は、需要見通しのわずか約 48%であったにもかかわらず、全部変更を行った第 IV 次計画（平成 3 年～平成 12 年）においても約 50%にとどまっており、いずれも見通しから実績が大きく乖離しており、十分な見直しのないまま再び需要見通しを見誤ったといわざるを得ない結果となっている。

また、情報の開示という点から見れば、フルプランの全部変更を行った際の国土交通省が国土審議会に提出した資料には、水道用水および工業用水について、需要見通しの積算方法や積算のための基礎係数も示されておらず、さらには、需要見通しと需要実績に乖離が生じている場合の原因分析に関する資料もない。つまり、基本計画の本文などについては公表されているものの、前計画の見直し結果については、公表されておらず、そのプロセスたる推計方法については、基本的な数値は公表されているが、推計式を含む推計手法について公表されず、関係数値を含む必要な数値、使用した数値の算出根拠及び出所も明らかにされていないのである。したがって、需要見通しの積算の過程は、ブラックボックスの中にあり、前計画の見直しが実施されたか否かについても明らかでないまま、国土交通省は、批判にさらされることなく、フルプランを変更し、事業の維持拡大を図ってきたものと認められるのである。

このような調査結果から、前記勧告も指摘するとおり、国土交通省は、フルプランを変更するにあたっては需要見通し、供給目標などと実績を的確に把握し、計画と実績が乖離している場合には、この乖離の原因を十分に分析し、計画を総括的に見直してその妥当性について評価するといった、総括評価を実施し、おおむね 5 年を目処に計画の達成度について点検を行い、必要に応じて計画の変更を行うべきである。また、需要見通しについてその推計方法が的確であったかを検証し、さらには、これら推計方法といった計画策定のプロセス、あるいは見直し結果を公表し、透明化を図るべきである。

以上のことは、水資源開発基本計画の策定、変更において指摘されていることであるが、このような指摘は、国土交通省の河川管理における河川整備基本方針及び河川整備計画の策定においても妥当するものである。

河川整備計画においては、河川整備基本方針の具体化として、当然に、事業計画が盛り込まれるところ、当該事業計画の評価として、前述の利水面はもちろんのこと、治水面においても、定期的にそのプロセスを含めた原因、結果の検証を行い、これらの結果を公表して透明化を図ることによって、国民の批判に耐え得るものとすべきで

ある。

以上の点を考慮し、河川整備計画策定にあたって、上記のシステムを盛り込むべく、具体的に提言されるべきである。

流域委員会が、「6 - 3 実施結果のフォローアップと見直しと順応的管理」(委員会版18頁)としているのは、大いに賛意を示したい。その上で、従前「見直し手続き」と称されるものが全て不十分なものであったことを重視し、常に計画を見直す姿勢を堅持し、必要があれば、柔軟に変更さらには中止を決定するという方向性を強調すべきである。

| | | | | | |
|---|-----|-----------|-------|-------|-----|
| 淀 | 036 | 京都府相楽郡木津町 | 経済建設部 | 都市計画課 | 自治体 |
|---|-----|-----------|-------|-------|-----|

淀川部会中間とりまとめ

2 - 2 計画・施策の考え方などの変革 ページ - 2 - 9

この中間とりまとめの中で基本となっているのは、やはり安全な川（治水）だと思われる。ただ、完全に安全な河川はなく、破堤しない堤防を作った上で、住民に越水による被害は甘受してもらおうという考え方は理解できる。

しかし、破堤しない堤防を具体的にどう造っていくのか、そういう堤防づくりは本当に可能か、可能としても何十年も時間を要し、莫大な費用が必要となってくるのではないか。もっと具体的に表現してほしい。

| | | | |
|---|-----|-----------|-----|
| 全 | 037 | 滋賀県伊香郡高月町 | 自治体 |
|---|-----|-----------|-----|

【淀川水系流域委員会中間取りまとめに対する（意見）】

2002年7月

1 治水の現状についての意見

まず、高時川沿川の治水整備状況は不十分である。

治水対策は、人命・財産を自然災害から守り、人間生活、地域社会の存続を可能にするために、もっとも優先的に整備されるべきである。

最近における高時川は渇水期には完全に干上がり、農業用水はもとより伏流水で飲料水を求めている沿川住民にとっては、極めて不自然な状況に置かれている。

また、当地域の沿岸は全国的にも特異な「堤外民地」が多く、耕地として利用されているが、一旦大雨が降ると急激に増水し、その度に民地が流失するなど大きな被害を被ってきている。

こうしたことから高時川沿川の治水対策は緊急の課題になっており、淀川水系における『丹生ダム』の早期完成が治水、利水と併せて河川環境整備に不可欠なものと確信している。

2 渇水対策についての意見

古くから井水をめぐり川の水を血で染めた琵琶湖北部の水争いは、近年湖北農業水利事業の竣工でようやく緩和が図られ、現在進められている国営の飯浦揚水第二期事業により水利用はさらに改善されようとしている。しかし、これは農業用水確保に対する最低限の改善であり、毎年、長期にわたり河川に水が無く瀬切れしている極めて不自然な状況が改善されるわけでもない。

さらに飯浦から揚水循環せざる得ない状況は、琵琶湖の循環にとってもよくないと言われている。

生活用水については、近年の目覚ましい生活様式の変革により、渇水時に住民の意識変革だけで「節水行動」を促すことは今や現実問題として難しい。

生活用水や農業用水の確保、さらには大洪水から生命財産を守り、河川として自然な状況を与えてくれる『丹生ダム』の早期完成を、沿川住民は心待ちに切望している。

3 河川環境の保全・整備についての意見

河川環境保全・整備については、自然との共有も必要であるが、渇水と洪水を繰り返している当地域の河川現状を見たとき、「治水、利水、環境」に配慮した『ダム』を一日も早く建設し、まず安全と安定、安心する河川整備を行い地域住民と共に川の環境整備を整えていきたい。

「山地に降る雨が貯えられながら、安定した水量が川を流れ、下流に住む人々や生物を潤す」そのような川づくりを求めていきたい。

具体的には、河川清掃による親子のふれあい事業や、水辺体験学習など地域の住民が河川でしか体験出来ないものをつくりあげていくことが必要と考える。

| | | | |
|---|-----|-------------|----|
| 委 | 038 | 大阪府豊中市 川勝 威 | 個人 |
|---|-----|-------------|----|

委員会中間とりまとめ 4 - 2 利水 page - 11

下水道に関する記述がほとんどない。河川の汚染対策として下水道整備は重要であるのにもかかわらず無視されている印象である。

4 - 2 利水、4 - 3 下水道、4 - 4 利用といったように下水道に関する項目を設けるべきである。建設省内部にも河川環境課が設けられているのが何よりの証拠である。下水道は都市局に属しているが、そのようなことは形式であって、河川局はもっと下水道事業を支援すべきである。3 - 2 (page - 7)において「流域全体」という表現がある。これは下水道を意味していると思われるが、具体的に湖南中部センターが、草津地区の汚水を浄化して、脱リンまで実行する必要がある等を記述すべきである。すでに南湖は富栄養化が始っていて上水道用水源として劣化が著るしいことを明確にすべきである。公表しないから市民は知らないのである。

| | | | |
|----|-----|--------------|----|
| 琵琶 | 039 | 大阪府枚方市 脇田 東作 | 個人 |
|----|-----|--------------|----|

琵琶湖部会中間とりまとめ (3) 利水面 ページ - 1 - 6

琵琶湖を水源とする逆水灌漑システムも多数建造された。

琵琶湖周辺の農業の利水は、琵琶湖からのポンプによるくみ上げに依存していると聞く、このことは、どう考えても、最も大きな汚染の原因を作り出していることにならないかと思う。今日無農薬による稲作は考えられないし、水は上流から下流へ流すことは最も基本的なこと。従って、これらの規則についても考慮してもらいたい。